

2024年度公営企業評議会 第1回全国幹事会・総会 議案・経過報告

目 次

<日 程>	3
<経過報告> (2022年11月～2023年8月)	
1. 2024年度公営企業評議会組織体制	7
2. 諸会議	14
3. 諸集会	16
4. 「第39回自治労水週間」の取り組み	18
5. 2024年度政府予算編成に関わる第1次要請行動の取り組み	18
6. 3・22国連「世界水の日」の取り組み	29
7. 公企評活動日誌(2022年12月～2023年8月)	30
<議 案>	
1. 2024-2025年度運動方針(案) (第97回定期大会 第1号議案より抜粋)	35
2. 各部門の取り組み(案)	41
3. 当面の闘争方針(案) (第97回定期大会 第2号議案より抜粋)	45

4.	2023現業・公企統一闘争中間総括（案） （第97回定期大会 一般経過報告書より抜粋）	46
5.	2023現業・公企統一闘争の推進（案） （第97回定期大会 第2号議案より抜粋）	58
6.	公企評（地連・県本部）の2024年度の日程（案）	66
7.	2024－2025年度 公企評 組織・役員体制の強化にむけて（案）	67
<各地の報告>		69
<資 料>		
1.	PPP／PFI推進アクションプラン（2023年改定版）の概要	211
2.	新聞記事（松江市ガス事業関連記事）	218

日 程

2024年度公営企業評議会第1回全国幹事会・総会

函館国際ホテル 2階「高砂」

8月27日（日）

10：30 受 付

11：00 開 会

開会あいさつ

主催者あいさつ 岩本 匡修 公営企業評議会議長

来賓あいさつ 岸 まきこ 参議院議員

鬼木まこと 参議院議員

藤森 久次 自治労本部副執行委員長

長能 朋広 北海道本部副執行委員長

※選挙管理委員の選出および選挙管理委員からの報告

（立候補届の提出等）

11：35 経過報告 福永 浩二 公営企業評議会事務局長
質疑応答

11：55 方針提起 福永 浩二 公営企業評議会事務局長

① 2024－2025年度運動方針（案）

② 当面の闘争方針（案）

質疑応答

12：25 役員体制 選挙管理委員（5分）

12：30 部門別のたたかい 各部部长（各2分）

12：38 各地の特徴的な取組 常任幹事（各2分）

12：56 新・旧役員あいさつ

13：00 団結がんばろう・閉会

1. 2024年度公営企業評議会組織体制

(1) 公企評三役

議 長	岩 本 匡 修 (山 口・山陽小野田市水道労働組合)
副 議 長	石 川 雄 一 (神奈川・自治労川崎市下水道労働組合)
副 議 長	村 木 宏 成 (静 岡・浜松市水道労働組合)
事 務 局 長	福 永 浩 二 (本 部)

(2) 地連代表常任幹事

北 海 道	村 本 智 重 (北海道・自治労札幌市役所職員組合連合会)
東 北	中 川 優 真 (岩 手・自治労奥州市職員労働組合)
関 東 甲	近 藤 郁 夫 (山 梨・山梨県職員労働組合)
北 信	大 井 宗 紀 (長 野・小諸市職員労働組合)
東 海	松 本 邦 宏 (愛 知・豊田市職員労働組合連合会)
近 畿	松 本 晃 和 (大 阪・八尾市水道労働組合)
中 国	高 畠 純 (岡 山・岡山県広域水道企業団職員労働組合)
四 国	白 井 恵 一 (徳 島・徳島県企業局労働組合)
九 州	園 田 典 巨 (福 岡・自治労大牟田市職員労働組合)

(3) 部会長・グループ長

水 道	森 田 英 樹 (北海道・自治労北見市職員労働組合)
下 水 道	西 尾 友 宏 (大 阪・大阪市職関係労働組合)
ガ ス・県公企	井 谷 国 敬 (島 根・島根県職員連合労働組合)
ガスグループ長	西 尾 哲 也 (島 根・松江市職員ユニオン)

(4) 委員・世話人

自治研中央推進委員	村 木 宏 成 (静 岡・浜松市水道労働組合)
一部事務組合・ 広域連合労組対策委員	石 川 雄 一 (神奈川・自治労川崎市下水道労働組合)

(5) 公企評全国幹事

地 連	県本部	名 前 (選出単組)	地 連	県本部	名 前 (選出単組)
北海道	北海道	多 田 宏 (自治労石狩市職員労働組合)	近	滋 賀	※調整中
東	青 森	工 藤 一 彦 (青森県職員労働組合)		京 都	上 田 佳 弘 (宇治田原町職員組合)
	岩 手	中 川 優 真 (自治労奥州市職員労働組合)	奈 良	森 村 光 位 (御所市職員労働組合)	
	宮 城	宍 戸 洋 貴 (大崎市職員労働組合)	和歌山	秋 山 格 (和歌山県職員労働組合)	
	秋 田	佐々木 博 之 (由利本荘市職員労働組)	畿	大 阪	寺 西 桂 二 (大阪広域水道企業団労働組合)
山 形	五十嵐 進 (山形県職員連合労働組合)	兵 庫		西 本 斎 弘 (西宮市水道労働組合)	
北	福 島	森 大 輔 (相馬地方広域水道企業団職員労働組合)	中	岡 山	橋 本 泰 徳 (岡山県広域水道企業団職員労働組合)
	新 潟	長 沢 直 也 (新潟市職員労働組合)		広 島	杉 岡 一 典 (呉市職員労働組合)
関	群 馬	坂 口 正 人 (前橋市役所職員労働組合)	国	鳥 取	松 浦 弥 三 郎 (倉吉市職員労働組合)
	栃 木	岩 渕 雅 樹 (栃木県企業局労働組合)		島 根	皆 尾 智 幸 (浜田市職員労働組合)
	茨 城	横 町 勉 (茨城県職員労働組合連合)		山 口	長 田 範 生 (山口県上下水道労働組合)
	埼 玉	崇 嶋 昭 和 (川越市職員組合)		四	香 川
東 京	現在 未選出	徳 島	古 味 俊 一 (三好市職員労働組合)		
甲	千 葉	酒 井 健 一 郎 (我孫子市職員組合)	愛 媛		井 野 宏 俊
	神奈川	斎 藤 博 行 (秦野市職員労働組合)	高 知		古 郡 理 志 (高知県職員連合労働組合)
北	山 梨	羽 田 秀 基 (富士吉田市職員組合)	九	福 岡	野 田 充 洋 (行橋市職員労働組合)
	長 野	和 田 剛 (長野県企業局労働組合)		佐 賀	中 村 嘉 一 (鳥栖市職員労働組合)
	富 山	奥 谷 真 士 (富山県職員労働組合)		長 崎	山 口 匡 (自治労西海市職員労働組合)
	石 川	荒 木 茂 治 (石川県企業局労働組合)		大 分	首 藤 有 則 (大分県企業局労働組合)
東	福 井	五 嵐 友 哉 (あわら市職員組合)	州	宮 崎	西 田 順 (延岡市役所職員労働組合)
	静 岡	杉 本 航 宇 (沼津市職員労働組合連合会)		熊 本	丸 尾 忠 司 (熊本市役所職員組合上下水道評議会)
	愛 知	若 松 直 人 (東部水道企業労働組合)		鹿 児 島	島 中 寛 達 (出水市職員等労働組合連合会)
	岐 阜	松 山 和 晃 (大垣市役所職員労働組合)		沖 縄	米 須 清 貴 (宜野湾市職員労働組合)
海	三 重	山 岡 信 哉 (津市水道労働組合)			

(6) 公企評部会役員

※部会幹事体制は、9月に開催予定の部会幹事会で確認します。

① 水道部会幹事

地 連	名 前	県本部	単 組
北 海 道	森 田 英 樹	北 海 道	自 治 労 北 見 市 職 員 労 働 組 合
東 北	森 大 輔	福 島	相 馬 地 方 広 域 水 道 企 業 団 職 員 労 働 組 合
関 東 甲	小 林 正 明	茨 城	茨 城 県 職 員 労 働 組 合 連 合
北 信	間 藤 辰 則	長 野	飯 田 市 職 員 労 働 組 合
東 海	志 賀 年 男	岐 阜	各 務 原 市 職 員 労 働 組 合 連 合 会
近 畿	中 西 博 之	兵 庫	伊 丹 市 水 道 労 働 組 合
中 国	藤 原 拓 哉	島 根	安 来 市 職 員 労 働 組 合
九 州	松 永 俊 樹	長 崎	波 佐 見 町 職 員 組 合

部 会 長 森 田 英 樹 (北海道・自治労北見市職員労働組合)

副 部 会 長 松 永 俊 樹 (長 崎・波佐見町職員組合)

担 当 三 役 石 川 雄 一 (神奈川・自治労川崎市下水道労働組合) — 公企評副議長

② 下水道部会幹事

地 連	名 前	県本部	単 組
北海道	長原 準也	北海道	自治労札幌市役所職員組合連合会
東北	坂下 岬	青森	青森市役所職員労働組合
関東甲			
北信	久保 徹	富山	高岡市職員労働組合
東海	中島 裕人	静岡	三島市職員労働組合
近畿	西尾 友宏	大阪	大阪市職関係労働組合
中国	弘中 亮太郎	山口	山口市職員労働組合
四国			
九州	丸尾 忠司	熊本	熊本市役所職員組合

部会長 西尾 友宏 (大阪・大阪市職関係労働組合)

副部会長 坂下 岬 (青森・青森市職員労働組合)

担当三役 村木 宏成 (静岡・浜松市水道労働組合) — 公企評副議長

③ ガス・県公企部会幹事 (ガスグループ)

地 連	名 前	県本部	単 組
北海道	島山 隼	北海道	自治労長万部町職員労働組合
東北	熊谷 晃	宮城	気仙沼市ガス水道労働組合
東北	瀧澤 哲也	新潟	魚沼市職員労働組合
中国	西尾 哲也	島根	松江市職員ユニオン

担当三役 岩本 匡修 (山口・山陽小野田市水道労働組合) — 公企評議長

④ ガス・県公企部会幹事 (県公企グループ)

地 連	名 前	県本部	単 組
北海道	石山 挙	北海道	北海道企業局労働組合
東北	竹田 幹人	山形	自治労山形県職員連合労働組合
関東甲	立花 大介	栃木	栃木県企業局労働組合
北信	金森 英二	福井	福井県公営企業労働組合
東海	小林 哲也	三重	三重県企業庁労働組合
近畿	米田 周平	大阪	大阪広域水道企業団労働組合
中国	井谷 国敬	島根	島根県職員連合労働組合
四国	田内 文也	高知	高知県職員連合労働組合
九州	坂本 知己	大分	大分県職員連合労働組合

部会長 井谷 国敬 (島根・島根県職員連合労働組合)

副部会長 西尾 哲也 (島根・松江市職員ユニオン)

担当三役 岩本 匡修 (山口・山陽小野田市水道労働組合) — 公企評議長

(7) 各県本部公企評組織体制

県本部	総会開催月	議長	副議長	副議長	副議長	事務局長	次長	年間会議
北海道	9月20日	中村 秀人 網走市役所職員労働組合	森田 英樹 自治労北見市職員労働組合			原田 真和 道本部（札幌市労）		幹事会を5～6回、 部会幹事会年2～3 回
青森	9月10日	工藤 一彦 青森県松蔭労働組合	坂下 岬 青森市役所職員労働組合			佐々木星和 十和田市職員労働組合		評議員会1回 幹事会4～5回
岩手	8月6日	中川 優真 自治労奥州市職員労働組合	鈴木 亮 遠野市職員労働組合			松田 千穂 岩手中部水道企業団労働組	千葉 猛 北上市職員労働組合（県本部専従）	定期総会1回、幹事 会5回
宮城	9月4日	宍戸 洋貴 大崎市職員労働組合	熊谷 晃 気仙沼市ガス水道労働組合	平山 辰雄 仙台市で働く労働組合連合会		稲部 竜一 仙台市で働く労働組合連合会		
秋田		佐々木博之 由利本荘市職員労働組合	生田目公司 湯沢市水道労働組合	河田 武人 能代市役所職員労働組合		石川 次郎 大館市役所職員労働組合	鈴木 一世 秋田県公営企業職員労働組合	常任委員会
山形	9月16日	石黒 正人 酒田市水道労働組合	齋藤 慎也 庄内町職員労働組合			加藤 祐介 自治労山形県職員連合労働組合		定例幹事会：年6回
福島	2023年1月	高松 宏行 自治労福島県職員連合労働組合	溝井 浩 石川町役場職員組合			森 大輔 相馬地方広域水道企業団職員組合	原田 絢也 自治労南相馬市職員労働組合	幹事会を年4・5 回、定期総会
新潟	11月11日	宮村 誠 新発田市職員労働組合	大平 晃之 新潟県職員労働組合	錦織 将之 胎内市職員労働組合連合会	本田 昌隆 新潟市職員労働組合	熊倉 修 新潟市職員労働組合		幹事会6回/年
群馬	9月22日	鈴木 猛志 渋川市役所職員労働組合	狩野 和聖 群馬県企業局労働組合	安倍 広貴 富岡市役所職員労働組合		坂口 正人 前橋市役所職員労働組合	町田 伸幸 高崎市役所職員労働組合 千明 弘伊 沼田市役所職員労働組合 久保 義信 藤岡市役所職員労働組合	幹事会（4回）、四 役会議（4回）、学 習会（1回）
栃木	2023年度 2月18日	岩渕 雅樹 栃木県企業局労働組合	小平 和広 宇都宮市職員労働組合	渡辺 宣夫 小山市職員労働組合	深沢 祥大 自治労栃木県本部那須 塩原市職員労働組合	渡邊 宏史 栃木県企業局労働組合		幹事会を年に4回程 度、総会を実施 自治労水週間行動に 取り組む
茨城	6月24日	横町 勉 茨城県職員労働組合連合	片野 博之 常陸太田市水道職員労働組合	増淵 裕介 茨城県職員労働組合連合		谷田部恵太 常陸太田市水道職員労働組合		幹事会・総会
埼玉	9月14日	崇島 昭和 越谷市職員労働組合				小林 正明		
東京								
千葉			村石 清 千葉市職労連合会					
神奈川	2022年 3月11日	村田 真康 自治労神奈川県公営企業労働組合	塩入 寛生 藤沢市職員労働組合	斎藤 博行 秦野市職員労働組合	高橋 芳英 自治労神奈川県公営企業労働組合	大津 純一 自治労川崎市下水道労働組合		幹事会3～4回/年 総会1回/年
山梨	2021年 9月29日	近藤 郁夫 山梨県職員労働組合	羽田 秀基 富士吉田市職員組合	石川 剛 中央市職員組合		深澤 尚 山梨県職員労働組合		幹事会を年1～2回 開催
長野	9月10日	吉川 千広 長野県職員労働組合	間藤 辰則 飯田市職員労働組合			清水 拓大 小諸市職員労働組合		幹事会2回
富山	2022年 3月17日	奥谷 真士 富山県職員労働組合	久保 徹 高岡市職員労働組合	久保 善輝 立山町職員組合	藤樫 浩康 上市町職員労働組合	浦上 達里 富山県職員労働組合	石崎 真士 砺波広域圏事務組合水道 事業所職員労働組合	幹事会2回
石川								開催できていない
福井	2023年 7月5日	塩田 大樹 自治労福井市職員労働組合	金森 英二 福井県公営企業評議会	五十嵐友哉 あわら市職員組合		鉦崎 豊明 県本部		幹事会 4～5回
静岡	9月9日	尾崎 敏満 磐田市役所職員組合	市川 沙織 裾野市上下水道労働組合	中島 裕人 三島市職員労働組合連合会		杉本 航宇 沼津市職員労働組合連合会	村木 宏成 浜松市水道労働組合	学習会年1回、幹事 会年5回
愛知	2023年 1月20日	若松 直人 東部水道企業労働組合	松浦 利一 豊田市職員労働組合連合会			松本 邦宏 豊田市職員労働組合連合会		幹事会年3回 総会年1回
岐阜	9月6日	島垣 俊浩 高山市職員労働組合連合会	安藤 隆 土岐市職員労働組合連合会			松山 和晃 大垣市役所職員労働組合連合会	山口 義充 大垣市役所職員労働組合連合会	総会：毎年9月、幹 事会：年3回 その他自治労水週間 前後に学習会と街頭 演説を実施

県本部	総会開催月	議長	副議長	副議長	副議長	事務局長	次長	年間会議
三重	2022年 12月9日	山岡 信哉 津市水道労働組合	小林 哲也 三重県企業庁労働組合	吉田 健二 熊野市職員労働組合		後藤 克之 三重県企業庁労働組合		幹事会(年4～5回程度) 水週間にともなう活動等
滋賀			酒井 健嗣 守山市職員労働組合連合会			坪田 英樹 県本部(近江八幡市職員労働組合連合会)		職場代表者会議を年2～3回で方針化している。
京都	2021年 11月26日	上田 佳弘 宇治田原町職員組合	川上 浩幸 福知山公営企業労働組合			滝川弘太郎 京田辺市職員組合		総会11月、幹事会2月、7月、9月
奈良	12月23日	森村 光位 御所市職員労働組合	今西 博一 五条市職員労働組合			鈴木 満也 生駒市職員労働組合		幹事会6回程度、総会
和歌山	2022年 12月3日	山田 修吾 和歌山県職員労働組合	山中 崇耶 和歌山県職員労働組合	山名 達郎 和歌山市職員労働組合		秋山 格 和歌山県職員労働組合	山本 功樹 自治労海南市職員労働組合	4回程度
大阪	9月16日	須藤 智 守口市水道労働組合	松本 晃和 八尾市水道労働組合	下村 幹夫 大阪市従業員労働組合	高島 淳司 自治労枚方市職員関係労働組合	寺西 桂二 大阪広域水道企業団労働組合	楠 良輔 池田市水道労働組合 小島 隆 摂津市水道労働組合	10回 (総会含む)
兵庫		西本 斎弘 西宮市水道労働組合	藤田 直樹 神戸市職員労働組合	吉谷 藤昭 豊岡市職員労働組合	中谷 智幸 姫路市水道労働組合	三宅 一茂 宝塚市職員労働組合	正来 泰宏 神戸市従業員労働組合 石田 富勇 明石市水道労働組合	四役会議、拡大幹事会、現業・公企闘争委員会、水道集会(2月)、下水道部会交流会(2月)、総会(9月)、各評議会議長・事務局長会議
岡山	9月29日	橋本 泰徳 岡山県企業局労働組合	久保 誠 総社市職員組合	高島 純 岡山県広域水道企業団職員労働組合		祢屋 崇 岡山県広域水道企業団職員労働組合		年5～6回程度幹事会開催
広島	9月10日	北川 忠雄 自治労福山市職員労働組合	延岡 直則 呉市職員労働組合	滝迫 孝 尾道市職員労働組合	河内 康高 東広島市職員労働組合	井上 武紀 尾道市職員労働組合		月一回程度
鳥取	未結成	—	—	—	—	—	—	—
島根	9月10日	皆尾 智幸 浜田市職員労働組合	藤原 拓也 安来市職員労働組合	岡崎 哲之 益田市職員労働組合		野原 一字 雲南市職員労働組合	矢野 暁 島根県職員連合労働組合	3回
山口	9月	山家 正 山口県職員労働組合	道永 純孝 山口市職員労働組合	野村 努 山口県上下水道労働組合 周南支部		長田 範生 山口県上下水道労働組合 山陽小野田支部	古川 裕之 山口県本部(専従執行委員長)	2023年度 総会(9月)、五役会議1回、常任委員会5回 現業・公企・社福・衛生医療統一闘争委員会4回 現業・公企・社福・衛生医療統一闘争総決起集会(9月)
香川	未結成	—	—	—	—	—	—	—
徳島	9月14日	来島 浩司 徳島県企業局労働組合	白井 恵一 徳島県企業局労働組合	藤原 有基 吉野川市職員労働組合		古味 俊一 三好市職員労働組合連合会		幹事会年4～5回、学習会:2回/年
愛媛	未結成	—	—	—	—	—	—	—
高知	未結成	—	—	—	—	—	—	—
福岡	9月2日	網脇 康浩 福岡市水道労働組合	園田 典巨 自治労大牟田市職員労働組合			野田 充洋 行橋市職員労働組合		
佐賀	未開催	松雪 智裕 鳥栖市職員労働組合	峰松 幸弘 鹿島市職員労働組合			中村 嘉一 鳥栖市職員労働組合	鶴田 啓介 鳥栖市職員労働組合	コロナにより未開催
長崎	9月9日	宅島 順平 諫早市役所職員労働組合連合会	徳永 慶彦 新上五島町職員組合	松永 俊樹 波佐見町職員組合	高稲 孟 諫早市役所職員労働組合連合会	藤村 誠 自治労平戸市職員組合	山口 匡 自治労西海市職員労働組合	幹事会 年に3～4回、総会 年に1回(9月)、学習会 年に1回以上
大分	2021年 11月12日	阿部 智彦 大分市上下水道労働組合	坂本 知己 大分県職員連合労働組合	今井 利彦 中津市職員労働組合		首藤 有則 大分県職員連合労働組合		総会年1回 幹事会年3～4回

県本部	総会開催月	議長	副議長	副議長	副議長	事務局長	次長	年間会議
宮崎		西田 順 延岡市役所職員労働組合	直野 将司 日向市役所職員労働組合			溝邊 貴幸 県本部専従		幹事会 1回 現業・公企統一闘争 闘争委員会 2回、総 決起集会 1回
熊本		丸尾 忠司 熊本市役所職員組合	林田 悟 熊本市役所職員組合	森 仁胤 熊本市役所職員組合				幹事会 2回
鹿児島	9月4日	畠中 寛達 出水市職員等労働組合連合会	久山 省吾 知名町職員労働組合			関 圭太 霧島市上下水道労働組合	松元 城治 鹿児島県関係職員労働組合	
沖縄		比嘉 康裕 那覇市職員労働組合	米須 清貴 宜野湾市職員労働組合			喜屋武祐介 沖縄市職員労働組合	平田 明周 沖縄市職員労働組合	幹事会(2か月に1 回)

(8) 各地連公企評組織体制

地 連	議 長	副 議 長	事務局長	幹 事	
北海道	中 村 秀 人 (網走市労連)	森 田 英 樹 (北見市労連)	原 田 真 和 (札幌市労)	村 本 智 重 (札幌市職連)	高 橋 雄 哉 (登別市職労)
				長 原 準 也 (札幌市職連)	石 山 拳 (道企業局労組)
東 北	本 田 昌 隆 (新潟)	竹 田 幹 人 (山形)	中 川 優 真 (岩手)	坂 下 岬 (青森)	坂 上 孝 司 (青森)
				佐々木 聖 和 (青森)	鈴 木 亮 (岩手)
				佐々木 博 之 (秋田)	石 川 次 郎 (秋田)
				佐 藤 翔 (秋田)	宍 戸 洋 貴 (宮城)
				稲 部 竜 一 (宮城)	小 松 雄 平 (宮城)
		佐々木 勝 仁 (福島)		森 大 輔 (福島)	
		阿 部 準 (山形)		五十嵐 進 (山形)	
		高 力 健 一 (山形)		宮 村 誠 (新潟)	
		大 平 晃 之 (新潟)		熊 倉 修 (新潟)	
		長 沢 直 也 (新潟)		廣 川 和 也 (新潟)	
関東甲	近 藤 郁 夫 (山梨)	村 石 清 (千葉)	【事務局長】 村 田 真 康 (神奈川)	安 倍 広 貴 (群馬)	谷 田 部 恵 太 (茨城)
			【事務局次長】 小 林 政 明 (埼玉)	渡 邊 宏 史 (栃木)	海 老 名 隆 広 (東京)
				大 内 健 郎 (茨城)	
				【特別幹事】 石 川 雄 一 (神奈川)	【特別幹事】 立 花 大 介 (栃木)
北 信	松 島 功 治 (富山)	佐々木 康 二 (福井)	大 井 宗 紀 (長野)	吉 川 千 広 (長野)	間 藤 辰 則 特別幹事 (長野)
		荒 木 茂 治 (石川)		清 水 拓 大 (長野)	久 保 徹 (富山)
				浦 上 達 里 (富山)	奥 谷 真 士 (富山)
				坂 下 英 之 (石川)	桜 井 崇 (石川)
				金 森 英 二 (福井)	谷 口 正 隆 (福井)
				飯 塚 由 美 (福井)	鉦 崎 豊 明 (福井)
東 海	志 賀 年 男 (岐阜)	中 島 裕 人 (静岡)	若 松 直 人 (愛知)	加 藤 達 樹 (岐阜)	大 山 将 (岐阜)
		松 元 拓 也 (三重)		杉 本 航 宇 (静岡)	尾 崎 敏 満 (静岡)
				小 林 哲 也 (三重)	後 藤 克 之 (三重)
				松 本 邦 宏 (愛知)	松 浦 利 一 (愛知)
				村 木 宏 成 【特別幹事】 (静岡)	

地 連	議 長	副 議 長	事務局長	幹 事	
近 畿	三 宅 一 茂 (兵庫)	山 中 崇 耶 (和歌山)	松 本 晃 和 (大阪)	今 西 雄 一 (京都)	米 田 周 平 (大阪)
				小 島 隆 (大阪)	川 人 博 (大阪)
				西 本 斎 弘 (兵庫)	藤 田 直 樹 (兵庫)
				山 名 達 郎 (和歌山)	坪 田 英 樹 (滋賀)
		中 西 博 之 (兵庫)		鈴 木 翔 也 (京都)	
		西 尾 友 宏 (大阪)		山 田 修 吾 (和歌山)	
		酒 井 健 嗣 (滋賀)		(調整中) (奈良)	
		正 来 泰 宏 (兵庫)		福 永 浩 二 【特別幹事】(大阪)	
中 国	山 家 正 (山口)	杉 岡 一 典 (広島)	高 島 純 (岡山)	小 椋 憲 (鳥取)	片 岡 佑 汰 (岡山)
				光 村 祥 子 (鳥取)	松 田 雅 寛 (広島)
				井 谷 国 敬 (島根)	弘 中 亮 太 郎 (山口)
				岡 崎 哲 之 (島根)	【特別幹事】 岩 本 匡 修 (山口)
				藤 原 拓 也 (島根)	
四 国	環 智 和 (徳島)	田 内 文 也 (高知)	古 味 俊 一 (徳島)	来 島 浩 司 (徳島)	古 郡 理 志 (高知)
		久 保 武 士 (香川)		山 本 健 (愛媛)	吉 次 大 輔 (香川)
九 州	畠 中 寛 達 (鹿児島)	阿 部 智 彦 (大分)	園 田 典 巨 (福岡)	松 永 俊 樹 (長崎)	丸 尾 忠 司 (熊本)
				坂 本 知 己 (大分)	伊 藤 茉 耶 (福岡)
				松 雪 智 裕 (佐賀)	高 稲 孟 (長崎)
				林 田 悟 (熊本)	潤 圭 太 (鹿児島)
				大 城 貴 哉 (沖縄)	西 田 順 (宮崎)
				首 藤 有 則 (大分)	

2. 諸会議

(1) 第1回水道部会幹事会

11月23～24日、東京・自治労会館にて開催し、①水道部会幹事会、②厚生労働省要請行動およびその打ち合わせ、③合同政策集会分科会テーマについて協議した。

(2) 第1回下水道部会幹事会

11月23～24日、東京・自治労会館にて開催し、①下水道部会幹事会、②国土交通省要請行動およびその打ち合わせ、③合同政策集会分科会テーマについて協議した。

(3) 第2回県公企部会幹事会

11月27～28日、東京・自治労会館にて開催し、①経済産業省との意見交換内容、②各県報告アンケート集約、③合同政策集会の分科会内容について協議した。

(4) 第2回三役会議

12月4～5日、神奈川・川崎市労連会館にて開催し、①2023現業・公企統一闘争の取り組み、②2023年度公営企業塾について協議した。

(5) 第3回常任幹事会

12月4～5日、神奈川・川崎市労連会館にて開催し、①主な公企評課題、②当面する日程、③2023年度第2回全国幹事会打ち合わせ、④2023年度公営企業塾、⑤水道広域化の動きについて協議した。

(6) 2023年度第2回全国幹事会

12月4～5日、神奈川・川崎市労連会館にて開催した。

岩本議長のあいさつの後、来賓として自治労本部青木総合組織局長と神奈川県本部谷藤副委員長よりそれぞれあいさつを受けた。次に福永局長から公企評に関わる活動報告を行った。続いて、議案として、①当面の闘争方針案、②2023現業・公企統一闘争の推進案、③厚生労働省・水道課行政移管について、④2023年度公企評当面の日程案を提起した。最後に常任幹事が各地連、県本部の報告を行い、1日目を終えた。

2日目は、中国地連公企評の光村幹事が、特別報告として倉吉市水道労働組合の取り組みについて報告を行った。災害発生時および災害派遣時に関する勤務労働条件についての協約、上下水道の組織統合、庁舎移転、包括的民間委託など労働条件に関わるものは検討段階からの申し入れと書面による確認を行っていることについて報告を受けた。続いて、森下総合政治政策局長から「労働組合と政策実現にむけた政治闘争」と題して、講演を受けた。働く者や生活者の声、平和の尊さや安心・安全、公共サービスの重要性などを代弁できる議員との連携や擁立に関わり、影響力を拡大していくことの重要性について確認した。

(7) 第3回三役会議

1月22日、福島・福島テルサにて開催し、①公企塾の行程確認、②公企評合同政策集会について、③2023現業・公企統一闘争の今後の取り組みについて協議した。

(8) 第3回県公企部会幹事会

2月5～6日、東京・自治労会館にて開催し、①5月の合同政策集会全体会・分科会の進行確認、②合同政策集会分科会の進行確認、③経済産業省との意見交換会の内容確認について協議した。

(9) 第2回ガス部会幹事会

2月5～6日、東京・自治労会館およびウェブにて開催し、①5月の政策集会全体集会・分科会確認、②合同政策集会分科会の進行確認、③各事業体の現状を含めた意見交換、④6月開催予定のガス三単産の集会内容について協議した。

(10) 第3回水道・下水道部会幹事会

2月5日、ウェブにて開催し、①合同政策集会全体会・分科会確認、②合同政策集会分科会の進行確

認、③2024年度省庁要請行動、④厚生労働省水道課行政移管について協議した。

(11) 経済産業省との意見交換会

2月6日、東京・経済産業省内会議室にて開催した。①複数年事業に対する補助適用、②工業用水道事業費補助交付要綱、③PPP/PFI事業の経過と情報提供、④電力価格高騰への対応、⑤デジタル技術の活用、⑥工業用水の飲料水使用について経済産業省との意見交換会を行った。

(12) 第4回常任幹事会

2月18～19日、東京・自治労会館にて開催し、①2023年度新規採用の組織化について、②2023年度現業・公企統一闘争の取り組み、③第39回水週間のキャッチコピーの選定、④組織集会の議事日程、⑤公営企業塾の開催時期について協議した。

(13) 第4回三役会議

4月15日、大阪・ホテルプラザオーサカにて開催し、①次期公企評役員体制、②2024～2025年度運動方針、③2024年度予算、④組織集会の日程、⑤現業・公企統一闘争第二次公企評オルグ、⑥公企塾の日程、⑦その他について協議した。

(14) 第3回合同部会幹事会

5月27日、兵庫・ラッセホールにて開催し、合同政策集会の運営について打合せを行った。

(15) 第5回常任幹事会

5月28日、兵庫・ラッセホールにて開催し、①組織集会の議事運営について、②現業・公企統一闘争の第2次オルグについて、③公営企業塾の日程について協議した。

(16) 第5回水道部会幹事会

6月25日、東京・自治労会館にて開催し、①2024年度政府予算編成に関する厚生労働省第1次要請行動の打合せ、②第8回合同政策集会総括を行った。

(17) 第5回下水道部会幹事会

6月25日、東京・自治労会館にて開催し、①2024年度政府予算編成に関する国土交通省第1次要請行動の打合せ、②第8回合同政策集会総括を行った。

(18) 第6回常任幹事会

7月9日、三重県・四日市商工会議所にて開催し、組織集会について、打ち合せを行った。

3. 諸集会

(1) 2023年度公営企業塾（東日本）

1月22～23日、福島・福島テルサ、コラッセふくしまにて、2023年度公営企業塾（東日本）を開催し、北海道・東北・関東甲・北信・東海・近畿・中国地連の19県本部から水道、下水道、県職公企、ガス事業を担う28人（男性26人、女性2人）が参加した。

この学習会は、参加者が地方公営企業の政策や課題、危機管理および公企労働者に関わる法律とその

活用について理解を深め、単組・県本部を越えたネットワークを構築することにより、単組や評議会で活躍する役員を育成し、重ねて公企評三役が講師を担うことで、講演のスキルを高めることを目的としている。

学習会では冒頭、岩本議長の開講宣言、澤村福島県本部執行委員長から開催県本部としてあいさつを受けた。その後講義に入り、岩本議長が「労働組合役員の心構えと労働組合の役割」と題して公企評の組織や役割、公営企業労働者の適用法律、自治労の政治活動など基本的な知識を説明した。続けて福永局長が「公企職場の現状と自治労組織課題」と題して、人材・資金等が不足している現状、コンセッション方式導入、広域連携などの課題について講義した。講義の内容に沿ったグループ討論を行い、1日目は終了した。

2日目には八巻労働条件局長から「賃金決定の仕組み」と題して講義を受けた。地方公務員の賃金に関する法律、人事院勧告制度の概要について触れ、その上で統一闘争や賃金闘争の重要性を確認した。続いて、村木副議長が「公企労働者の権利と法律」と題して、「公企労働者の権利と法律Q&A」をもとに、地方公営企業法などの法適用について講義を行った。その後、福永局長が労働安全衛生について講義を行った後、石川副議長の解説のもと、参加者が公企単組の執行部となり、三役が扮する当局側に対して、職員の人員確保を想定した模擬団体交渉を行った。最後に、岩本議長が「この2日間で得た知識をぜひ持ち帰って組合活動に活かしてほしい」と訴え、学習会を終えた。

(2) 第8回合同政策集会

5月27日～28日、兵庫・ラッセホールにて開催し、39県本部86単組150人が参加した。

基調講演として、岐阜大学地域科学学部富樫名誉教授から、「水資源開発と水道事業の実態（コンセッション方式）と課題」と題して、①この間の地元・岐阜県での長良川河口堰問題などの取り組み、②「これからの水道事業を考える」をテーマとした岐阜自治研センターの座談会の内容、③全国の一部地域に導入されているコンセッション方式の課題や問題点について講演をいただいた。その後、基調提起、各部会の取り組み報告を行い、1日目を終了した。

2日目は、3分科会に分かれて、第一分科会は厚生労働省水道課より「最近の水道行政について」、第二分科会は国土交通省下水道部より「下水道行政の最近の動向について」、第三分科会はRambollJapan(株)日本支社長より「欧州・デンマークの再生可能エネルギーへの取り組み」と題して、それぞれ講演をいただいた。

(3) 全国公営ガス労組交流集会

6月9日～10日新潟・ホテルセンチュリーイカヤにて全水道、全国ガスとともに開催し、3単産から36人、うち自治労からは18人が参加した。

冒頭、全水道古谷中央副執行委員長から主催者あいさつ、続いて上越市ガス水道局事業管理者、全水道上越市ガス水道労働組合金森執行委員長が歓迎のあいさつをうけた。集会では、「エネルギー・環境政策の動向」と題して、日本ガス協会の野口隆浩企画部長から基調講演がおこなわれた。2020年のカーボンニュートラル宣言により、2050年までに国内の温暖化ガス排出を「実質ゼロ」とする方針が示され、低炭素・脱炭素の観点を踏まえた計画・戦略が策定された。2023年2月にはGX実現に向けた基本方針が閣議決定され、GX推進法が成立した。個別燃料政策では水素基本・産業戦略の検討が進み、都市ガスのCN化支援策について議論されている。ガス業界は脱炭素化により天然ガス需要減少が見込まれるが、CN化を推進し、e-methaneに取り組むことでトランジション期の天然ガス支援を継続し、ガスをクリーンなエネルギーとして訴求できると述べた。

(4) 2023年度公営企業評議会組織集会

7月9～10日、三重・四日市商工会議所にて開催し、34県本部47単組109人が参加した。

はじめに、基調講演として、明治大学経営学部早川佐知子准教授が「誰もが求めている地域社会の良心」と題して、①地域社会の良心としての自治体、②学生が関心を寄せている社会課題 ― 学生アンケートから ―、③組織文化の4つのかたちについて講演を行った。続いて、特別講演として、自治労本部藤森久次副中央執行委員長より、「『単組活動の活性化と組織強化・拡大』にむけて」と題して、①第5次組強計画の総括と第6次組強計画（組織討議案）の概要、②新規採用者組織化、③役職定年者・再任用職員等の組織化、④公企職場労組の労働協約の締結と現業・公企統一闘争の推進について講演を行った。その後、北海道本部北見市職員労働組合土井あかりさんによる単組報告を行い、1日目を終了した。

2日目には、2分科会に分かれて、第一分科会では当面の闘争方針提起、第二分科会では、単組報告として、はじめに、三重県本部津市水道労働組合上杉知明執行委員長より、「津市水道労働組合の取り組み」について、続いて、愛知県本部豊田市労連宇野元貴事務局長より、「2023年度新規採用職員に対する、豊田市労連の取り組み」についての報告を行った。その後、それぞれの分科会でグループワークを行い、集会を終えた。

4. 「第39回自治労水週間」の取り組み

8月1日～7日、「あなたと未来にめぐる水」をスローガンに取り組んだ。本部は、全国に10,000枚の統一ポスターを配布するとともに、ビラ作成用の版下データおよびHP掲載用バナーを自治労HPに掲載し、活用を促した。

さらに、参加型の取り組みとしてぬり絵コンクールを実施。また、第30回自治労水週間を記念して制作した着ぐるみ「めぐるちゃん」を、年間を通して各県本部の集会やイベントに貸し出している。ぬり絵コンクールの入賞作品審査は、2023年9月開催予定の第1回常任幹事会で行い、各県本部の取り組みとともに、2023年12月に開催する2024年度第2回全国幹事会および2024年1月開催の中央委員会にて報告する。

5. 2024年度政府予算編成に関わる第1次要請行動の取り組み

(1) 国土交通省

日 時：2023年6月26日

場 所：国土交通省局会議室

参加者：国土交通省：水管理・国土保全局 下水道部

＜下水道企画課＞

堂菌調整官、斉木総務係長

自 治 労：＜公営企業評議会＞

岩本議長、石川副議長、村木副議長、福永事務局長、西尾部会長、

坂下副部会長、弘中幹事、丸尾幹事、平山大都市共闘下水道部会長

【要請書に対する国土交通省回答】

通し番号	要望内容	回答
【水道行政の移管】		
1	1. 水道行政の移管について、国土交通省に大部分を移管し、水道整備・管理の全般は国土交通省が、うち水道水質基準の策定等は環境省が所管するとされていることから、移管後も引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算確保及び、事業者が運営を行う為の組織体制の確立ができるよう取り組みを行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○2023年5月に、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省へ移管するための法律案が成立し、2024年4月の移管が正式に決定したところです。 ○国土交通省といたしましては、移管後も引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進が行えるよう、必要な予算及び組織体制の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。
2	2. 次年度の予算編成に際しては、特徴的事項を明確にし、下水道（汚水処理）サービスを想定して、予想される効果などを具体的に提示すること。また、地域の課題や実情に応じた対応が可能になるようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> ○「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」として、激甚化する風水害や巨大地震への対策、予防保全に向けた老朽化対策などについて、重点かつ集中的に実施していくこととしている。 ○下水道管理者が効果の高い事業を行えるよう、必要・十分な予算の確保に向け引き続き努力してまいります。
3	3. 下水道事業は、広域的な流域や水域の保全など公的受益をもたらすものであることから、国庫補助を前提に建設・改築更新してきた経緯を踏まえて、現在の補助率の維持ができるよう関係省庁との調整を継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省としては、下水道の公共的役割や各地方公共団体の状況を踏まえ、引き続き現在の国保補助制度が維持できるよう努めてまいります。 ○また、2022年度に各都道府県が策定した広域化・共同化計画や地方公共団体の意見交換を踏まえ、広域化・共同化の推進に向けて必要な支援ができるよう、関係省庁とも連携して参りたい。
3 後段	3. また、広域化・共同化を進めるにあたり、地域ニーズに応じた必要な財政措置について拡充が出来るよう、省庁間での連携を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○2022年度に各都道府県が策定した広域化・共同化計画や地方公共団体との意見交換を踏まえ、広域化・共同化の推進に向けて必要な支援ができるよう、関係省庁とも連携して参りたい。
4	4. 下水道事業職場における事業に精通した職員等の育成・配置について、極めて少人数で下水道事業を行っている自治体等では、技術の継承が容易でないことから、広域的な取り組みにより人材育成が可能となるよう引き続き支援すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業の持続的な運営を図る上で、特に中小市町村における技術の継承は重要な課題と認識している。 ○国土交通省では、毎年、自治体職員を対象に、「ストックマネジメント」などの重要施策に関する研修を実施するとともに、地方共同法人下水道事業団においても様々な研究を実施しており、広範囲な専門知識の取得や技術の向上を図っている。 また、人口減少、施設の老朽化が顕在化するなか、持続可能な下水道を含む汚水処理事業の運営に向け、国土交通省として、関係省庁と連携し、施設の統廃合、複数の汚水処理事業による下水道施設の共同利用、複数のち方公共団体による施設の共同利用など広域化・共同化に対し、技術的、財政的に支援しているところ。 ○国土交通省としては、こうした施策を進めることにより、中小市町村をはじめ、全国の地方公共団体の下水道事業が持続的に運営されるよう支援していく。
5 前段	5. DX・ICTの活用を推進するにあたっては、中小事業体がより計画的・効率的な改築・維持管理を推進するためのマネジメントサイクルを容易に確立できるよう、ガイドラインの見直し等をするとともに、財政的・技術的な支援を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省においては、計画的な点検・調査、施設の更新を支援するため、「下水道ストックマネジメント支援制度」を2016年度に創設し、計画的な改築更新をすすめてきたところ。 ○さらに効率的・効果的にとりくむためには、ICTを活用し、施設情報や維持管理情報のデータを起点とした点検・調査・修繕・改築を行うマネジメントサイクルを確立していくことが重要である。 ○そのため、電子化が遅れている中小都市での取組の促進を主眼に置き、情報管理方法、マネジメントの方法およびICTを活用した点検・調査方法など整理した「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン」について、2019年度に管理施設編、2020年度に処理場・ポンプ場施設編を策定している。 ○加えて、2022年度より下水道管路に関する情報等をデジタル化するために要な費用を支援する「下水道情報デジタル化支援事業」を創設し、マネジメントサイクルの確立に係る取組を支援しているところ。 ○国土交通省としては、必要な予算の確保に努めるとともに、財政的・技術的な支援を引き続き実施していく。
5 後段	5. また、下水道分野の業務の効率化を目的として、共通プラットフォームやアセットマネジメント導入などのDX化が進みつつある。技術職確保のためにも、DX・ICT活用の目的は業務の省力化であることを明らかにするとともに、各自治体に対し、人員の削減につなげるものないよう周知徹底すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業を取り巻く環境が一層厳しくなる中においても、下水道サービスの持続性を確保することを目的として、DXを推進しているところ。 ○目的については、「下水道政策研究委員会制度小委員会報告書」（令和2年7月）や「新下水道ビジョン加速戦略（令和4年度改訂版）（2023年3月）」においても明記しているところ。 ○引き続き、DX推進の目的や好事例等を共有するため、説明会開催等により周知を図っていく。
6	6. 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」の改定が行われたが、先行事例において課題が生じた場合には、速やかに精査・共有化し、導入の検討を進めている事業管理者に認識をさせることから、有効なモニタリングを行う為の職員体制づくりや技術力の確保を促す事。	<ul style="list-style-type: none"> ○「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」については、先行している自治体のみならず、運営を担っている民間事業者からも課題などを聴き取ったうえで、有識者を交えた議論を経て、2022年3月に改定したところ。 ○有効なモニタリングを行う為のモニタリング体制の確立や、モニタリングの手法等、モニタリングに関する記載を大幅に拡充した。 ○引き続き、本ガイドラインの周知に努めてまいります。

通し番号	要望内容	回答
7	7. 新下水道ビジョン加速戦略で公表されたオムツの受け入れ検討に対して、一部の手法のガイドラインが公表され、社会実験も進められているが、水処理・汚泥処理において、環境への影響が懸念されることから、社会実験の結果について十分な検証を行い公表すること。	○オムツの受け入れに関する社会実験結果については、十分な検証を行い、国交省下水道のHPにて公表しているところ。 (参考) https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000572.html
8	8. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた下水道の課題を解消していくため、『グリーンイノベーション下水道』の実現に向けた様々な施策が行われていくが、これらの施策を検証し下水道事業の運営に対する影響について公表すること。	○2021年度の『脱炭素社会に貢献する下水道のあり方小委員会』において、2050年カーボンニュートラル実現に向けた下水道の方向や施策等が示された。 ○脱炭素化に向けた取組を加速化するため、下水道の排出量等の「見える化」などに取組むとともに、各地方皇居団体の実態も踏まえた対策や検討すべき課題等について検討・支援していく。 ○以上検証・検討結果については、適宜公表して参りたい。
【大規模自然災害の対策強化】		
9	9. 地震をはじめ、近年の台風や集中豪雨による甚大な災害に対し、被災地の情報収集および提供を継続するとともに、的確な支援をすること。また、各自治体に対し、災害対応マニュアルやBCPなどが実践的なものとなるよう、この間の事例を踏まえつつ、訓練によるブラッシュアップの必要性を周知し、各省庁における横断的な課題が生じた際には支援を行うこと。 また、BCPの策定ができていない事業者に対して、同規模の事業体の具体的な計画例を公表するなど、より具体的に取り組みやすいよう支援を継続すること。	○地震や水害など、甚大な災害が発生した場合には、施設の被害状況等について、各自治体から情報を収集するとともに、HPなどを通じて情報発信を行っている。 ○また、被災地に国土交通省の職員をTEC-FORCEとして、派遣し被災自治体に対する技術的支援を行ってきた。 ○下水道BCP策定マニュアルについて、2019年東日本台風や2020年度以降の水害等による下水道施設の被災から明らかになった課題を踏まえた改訂を2023年4月に行い、下水道機能の確保に向けた対処方針を示すとともに、迅速に機能を維持・回復できるよう、下水道BCPの策定、訓練による計画的な見直しを推進している。(下水道BCP策定率は100%) ○災害に伴う大規模かつ長期停電時においては、燃料や電源の調達など、各省庁間の調整などが必要な支援を行うこととしている。
10	10. 災害により甚大な被害が発生した場合には、被災施設の復旧状況を見極め、予算措置や人員確保について、完全復旧まで支援を継続すること。また、復興支援に関して、支援をする自治体にも災害対応を経験する場となるため、長期的な派遣ができるような体制の確保を推奨すること。	○大規模な自然災害が発生し下水道施設に甚大な被害が発生した場合には、被災施設の状況を見極めながら適切に予算配分がなされることが必要であると考えており、円滑な災害査定の実施や予算確保に向けて、必要な技術的支援を行っている。 ○また、被災団体の復旧支援に係る人員確保に当たっては、全国知事会・市長会・町村長会のシステムや関係の深い団体同士のネットワークを通じて実施されているものと理解している。 ○なお、支援団体における長期派遣者の人件費については、特別交付税措置がなされるものと認識している。 ○今後も国土交通省では、被災市町村ができる限り早期に復旧できるよう全力で支援を行っていく。
11	11. 災害復旧事業について、被災地域の早期復興にむけ手続きの一層の簡素化をはかるとともに、早期復興がスムーズに進捗することができるよう、適切な対応策を講じること。	○災害復旧時魚うの災害査定について、被害件数が多い地方公共団体においては、書面による査定上限額の引き上げや設計図書の簡素化により、早期の災害査定を実施するなどの効率化が行われている。 ○また、被災自治体が早期に災害復旧事業に着手できるよう、地方公共団体同士の相互応援ルールを定め、このルールのもと、被災自治体への支援も行われている。 ○今後も国土交通省では、被災市町村ができる限り早期に復旧できるよう全力で支援を行っていく。
12	12. 近年の豪雨災害等を踏まえ、下水道管理者による内水氾濫防止と河川管理者による河川氾濫防止の責任を明確にすること。	○2021年の下水道法改正により、内水氾濫について、下水道で浸水被害の防ぐべき「計画降雨」を事業計画に位置づけた。 ○計画降雨の設定に関し、技術的な助言など必要な支援を実施していく。
【東日本大震災関係】		
13	13. 東日本大震災からの復興について、当該自治体の要望・意見を十分に聞き地域の特性やニーズを踏まえた支援方策を引き続き検討すること。また、人材不足や資材不足が復興の弊害とならないよう状況を注視し、円滑な施工が確保されるよう適切な対応に努めること。	○東日本大震災から復旧等の事業については、関節工事費の割増を行う復興係数の導入などを実施してきたところ。 ○国土交通省としては、引き続き、被災地域における復旧・復興事業が円滑に進むよう、関係省庁と協力しつつ、技術的な助言など必要な支援を実施していく。
14	14. 大幅な人口減少や下水処理区域の縮小による使用料収益の大幅減少により、将来の事業見通しが立てられないでいる各自治体および事業者に対し、持続的な事業運営ができるようより一層の支援を行うこと。	○東日本大震災の被災自治体をはじめ、全ての事業者において、持続的な事業運営を確立することは重要と考えている。 ○国土交通省としては、下水道事業を取り巻く厳しい状況は今後益々加速していくと予想しており、中長期的な観点からアセットマネジメント、DX、官民連携および広域化など、事業者に対し必要な支援を行っていく。

2024年度政府予算編成に関する第1次要請行動

【意見交換部分】

① 水道行政の移管について

自治労：事業を安定的に運営していくにあたり予算については重要である。（水道事業移管にあたり、膨大な事業が移管されるため）下水道事業（国土交通省の予算）の枠組みで取り合うような形ではなく、厚労省からの財源も移行されるような形になると思われるが是非とも（財源についてもそのまま）移行する形でお願いしたい。

国交省：来年の概算要求に向け、庁内でも議論を重ねている。国交省も予算の確保が重要だと考えており、しっかり予算を確保したい。

② PFIのバックアップ体制について

自治労：組合的な立場で話しをすると、PFI（コンセッション）が進んでいった場合、職員の技術のノウハウが失われてしまうのではないかと考えている。このようなことが懸念されるなかで、将来的にSPC（特別目的会社）が破綻した場合を想定したバックアップ体制作りが課題であり、その自治体のみならず、広域連携も含めた仕組み作りも重要だと思われる。

国交省：モニタリングが重要だと考えており、モニタリングに関するガイドラインの記述を増やしている。広域的な仕組みづくりについては、今後の検討課題と認識。

③ DXの活用に伴う人材の必要性について

自治労：全国的にも人材が減っており、これまでの「土木」などの典型的な職域以外に、DXやICTを担う人材は今後必要になってくると思われる。こうした人材を採用するためのスキームや職域として雇用することも今後は必要ではないか。ベンダーロックインに陥らないように、システムに携わる人材の確保などを考慮した組織の体制と、それを活用することで省力化を図ることがますます重要になると考えている。

④ 下水道汚泥資源の肥料利用等について

自治労：下水汚泥を民間の処分業者で「コンポストでの利用」と「セメント原料での利用」で処分している。コンポスト化を行っている処理業者では、受け入れられる量が決まっていて、それ以外の汚泥をセメント化せざるを得ない状況である。また、近くのコンポスト化を行える処分業者を探しても限りがあると感じている。以前の政策集会の場でも話があった、コンポスト化需要の拡大に向け「利用者が安心して利用できるための適切な重金属モニタリング、汚泥成分の分析支援」や「下水道事業者、肥料製造業者、農業者のマッチングによる流通経路の確保」について話しをされていますが、引き続き、取り組んでいただきますようお願いしたい。

国交省：下水汚泥肥料について、農水省が菌体肥料とする方向でパブコメを実施中。実現した場合、他の肥料と混ぜて販売することが可能となり、流通経路にも乗せやすくなり受入れ量の増加が期待できる。また、重金属成分を全国で測り（60処理場で年4回）安全性をPRし、マッチングによる流通経路の確保を20団体で行っており取組事例を増やし、その発信を行っていく。

⑤ マップの利用について

自治労：事例をみると回収設備を作り堆肥化しているが、MAPは自然と堆積し処分に苦慮しているため、

MAPの利用を促進していただきたい。

国交省：配管に付着するリンについては生成効率も悪く、成分のばらつきや性状のため、そのまま肥料原料として用いることはできないと聞いている。肥料利用目的でリン回収を行うのであれば、MAP法や灰アルカリ抽出法を用いるのが一般となる。

⑥ BCP訓練について

自治労：公共下水道はそれぞれの自治体でBCP訓練が行われるが、流域下水道のように複数の自治体に関連しているところは実施しにくいと思われるため、BCP訓練の事例を公表していただきたい。

国交省：複数の自治体によるBCPの訓練は、関係者も多く実施が難しい面もあると思われる。取組を実施している自治体の事例を発信していくことも国の役割と考えている。

⑦ マンホールトイレの活用について

自治労：マンホールトイレの組立・撤去については、BCP訓練が必要だと思われるため、訓練の促進やそのPRとともに、災害時以外での活用についても（ホームページに載っているモノ以外にも）事例があれば公表をお願いする。

国交省：マンホールトイレについては、災害がないと一度も使用されることなく更新をむかえることもある。災害時以外のイベント等での使用等について、確認し情報発信していきたい。

⑧ 人材育成と技術の継承

自治労：人材育成に関して、採用してもすぐに辞める、経験を積んだ人材も不足してくる中で、自治体が適切に下水道事業を運営していけるように手厚い支援をお願いしたい。

国交省：国交省でも人材育成の観点から、自治体の職員向けにオンラインで研修を実施している。下水道事業団へ委託をして、無料で行っている。今年度も秋から始める予定である。改善案・要望等があれば是非伝えていただき、自治体職員のニーズに合うような研修にできればと思っている。

⑨ コンセッションにおける災害時の対応について

自治労：コンセッションが進んでいった場合、災害時の自治体間の対応が難しくなることが予想される。その時の対応はどのように考えられているか。

国交省：現在はコンセッションを行った自治体に対してもきちんと支援が届き、また、市町村の代わりに包括委託を受けた民間企業が他の自治体への支援に行くということも見受けられる。今後コンセッションが増えていくと、場合によってはこれまでと異なるルール作りが必要になるかもしれない。

⑩ 水道その他移管の可能性について

自治労：水道事業が厚労省より移管となったが、今後、農水省の下水関連、環境省の浄化槽、経済産業省の工業用水など水関連を固めていくような動きはあるか。

国交省：現段階ではない。

⑪ カーボンニュートラルについて

自治労：カーボンニュートラル達成のために、自分達でできることも限られており、創エネ等の検討も必要となってくる。また、電気料金の値上げもあり、料金値上げを検討しないといけない状況である。

国交省：省エネ設備の導入を検討していただけるように必要な施策に取り組んでいきたい。下水は創エネができることが魅力であり、技術開発を促したいと考えている。それらの設備を活用していただきたい。

⑫ ウォーターPPPについて

自治労：ウォーターPPPについて、令和9年度から、PPP/PFI導入の決定方針が補助の要件化になると聞いている。制度設計はこれからであると思うが、イメージとしてはどのようになるのか。

国交省：詳細な制度設計としては、自治体の皆様の意見も聞きながら詰めていきたい。

自治労：現状では、更新実施型と更新支援型と2種類はそれぞれどのようなものか。

また、10年後は更新支援型から更新実施型へ段階的にシフトしていき、将来的に見据えるのは更新実施型のPFI事業契約となるのか。

国交省：更新支援型は、改築事業がなくてもよいが改築計画策定がはいつていることが条件である。自治体が民間に施設の改築まで委託しようとする、予め施設の状態を確認・評価する必要があり、費用がかかるため負担が大きくなる可能性。更新支援型を実施し10年のなかで、維持管理しながら改築計画を策定する中で施設の状態をまず調査・把握していただくところが支援型。ただし、改築の計画を採用するのは、自治体の財源的問題もあるため、自治体の判断によることになる。

自治労：提案はしてもらうが、一方で、市のほうで作っている計画もあるため、それぞれのすり合わせやあるいはブラッシュアップしていくようなイメージになるのか。

国交省：そのようなかたちも想定されるのではないかと考えている。

(2) 厚生労働省

日 時：2023年6月26日

場 所：厚生労働省会議室

参加者：厚生労働省：＜医療局・生活衛生局 水道課＞

鈴木課長補佐

自 治 労：＜公営企業評議会＞

岩本議長、石川副議長、村木副議長、福永局長、森田部会長、間藤幹事、藤原幹事、志賀幹事

2023年6月26日

厚生労働大臣

加 藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

2024年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

2024年度の予算編成および課題解決にむけて予算の策定がはかられますよう、以下の通り要請いたします。

1. 水道事業の基盤強化について

Q 公共の福祉に基づく安全で安定した水の供給を将来にわたり維持するため、水道法の改正を踏まえて策定された水道事業体の基盤強化基本方針に基づき自治体が具体的な施策を実現できるよう、必要な措置を講ずること。また、各事業体の主体性を確保した基盤強化となるよう、都道府県へ対策を講ずること。とくに財政基盤の脆弱な小規模事業体に対し、基盤強化に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

A 国として基本方針をしめした。これにたいして必要な処置としてガイドライン策定による技術的な支援と、小規模事業者に対する技術的財政的支援、補助金交付金による財政支援をこれからもやっていく。

2. 水道事業関連

(1) 重点的課題について

Q ①水道行政の移管について、国交省に大部分を移管し、水道整備・管理の全般は国交省が、うち水道水質基準の策定等は環境省が所管するとされていることから、移管後も引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算確保及び事業者が運営を行うための組織体制の確立ができるよう取り組みを行うこと。

A 5月下旬に法律が成立し、予算要求はおそらく国交省からになる。当然厚労省が主体的に考えるが、形式としては来年度国交省予算であるため、国交省の制度になるが、例えば交付金なら社会基盤整備の交付金があり、そこの関係をどうしていこうか議論をしている。水道事業者の方々から利用するとき、一つ一つに付いて、何かこれまでとは大きく変わることがないようにしていきたい。

細かいところで変更が出てくると思うが交付金と補助金の二つがあり、補助金は直接厚労省から事業体に、交付金は都道府県より行っていた形が、国交省では、直接の補助金が下水道事業と同様に地方整備局が関連してくる。

一方、組織体制は、予算要求とセットで組織の要求が出てくるため、どういう課になるのかは議論中だが、下水道などが一緒になるとすれば、下水道のほうは企画課、下水道事業課、流域管理課とあり、ここに水道が入ってくると、組織としては非常に意味強くなる。そのまま今の組織のとおりとなるかは、まだ検討中ではあるが、基本は同じようなものと思われる。国交省には防災課があり、非常に体制確立という意味では良くなるような方向にできればと思う。具体的なことがわかってきたら、皆さんからもご意見をいただけたらと思う。

Q ②水道施設の老朽化や耐震化対策、水管橋などの劣化調査等を推進するための国庫補助および交付金制度をより多くの事業者が利用できるよう採択基準の緩和など制度の拡充を行うこと。

A 採択基準の緩和は、利用しやすい要件にすることに越したことはないが、もともと国の水道の補助は下水道と比べても、予算の要件が厳しい。国交省に移って、緩和されて下水道並みになるのかは、厳しいと思っている。もともと簡易水道の補助から始まっていて、一部上水道に広げてきた。そんななかで、水道は独立採算が原則であり、財政的に厳しい。例えば管路の延長がすごく長くなってしまふようなところや、地形的にすごくアップダウンがあるようなところを中心に補助を始めたという経緯も有り、原則水道料金でというところから始まっており、非常に現在でも補助要件も厳しく、補助率も低いということで、大変そこには心苦しいところではあるが、老朽化の事業などは資本単価の要件を無くしたりなど、厚労省で行っているので、利用していただきたい。

資本単価要件でも水道事業90円、水道用水供給事業70円というところは、財政当局とのやりとりが厳しく、反してだんだん物価が上昇しているため、この要件も、もう少し上げると言われないうにしないといけない。そんな中で、資本単価の計算方法が少し実態と合っていなかった。これは厚労省が反省しなければいけないと思っているが、分母が有水水量で分子が原価償却費、今までは分母の有水水量が、今の水量が継続される過程で計算しなさいとなっていたが、実態と合わなく減ってきている。これからは、減る計画があれば、これを反映した資本単価要件の計算にしてくださいというように通知している。今まで対象になっていなかったなっていたところが対象になるため、是非、計算しなおしてほしい。

Q ③大地震や集中豪雨等の自然災害からの復旧、復興に必要な予算の確保と人的支援による被災地の支援を継続すること。また大規模地震や自然災害に対応するための応急給水資機材、災害復旧資材の

拡充及び給水車の冬季時によるスタッドレスタイヤの使用など整備に対する費用について、補助対象とすること。あわせて、広域連携により共同で所有する給水車等に対しても補助対象とすること。

A 日水協に協力していただいております。地元の市町村から来る人員の派遣要請などは、調整していただいている。ほかの全国の自治体から福島県の自治体に応援ということで入っていただいている。応急給水車の補助は無く、過去に1回あった時期があったようだが、難しい状況である。現在、何を水道課で議論しているかという、給水車のみはおそらく頼れない。一部の地域だけなら給水車でいけるが、大規模に大きな地震が来た際、隣の市も隣の市もというような状況になったときに、給水車だけでは賄いきれない。もう少し多様な何かほかの給水方法を検討していかねばならない。調べると配水池には、当然、沢山の災害時に利用できる程の水が貯まっている。これをどのように配るかがネックになるだろうと思われる。一方で水道事業体は、当然、事業体としての施設の復旧に尽力して、被災した人達への水・物資の支援がまた別の部署があったりするため、なかなかそこの連携というのが、水道事業体がそこまでやらなくてははいけないかということと本当は防災部局の業務なのかもしれないが、一方で配水池に水がある、これをどのように配るかは、やはり水道事業体でないといけない。もう少し水道事業体のほうから行っていくようなことを考えていったほうが良い、そのような調査をしているところである。

資材・資機材の補助というのが、もともと施設整備公補助と交付金は、資機材の補助がほとんど無く、構造物への補助となっており、資機材補助というのは不得意の分野である。ただし、非常用発電機だけは対象になっている。非常用発電機が対象になっているのなら、ほかにも対象にしても良いのではと思うが、基本は構造物で例外的に非常用発電機だけが、国土恭順化計画の数値目標があるため、特例的に現在行っているという状況になっている。何かもう少し、資材・資機材の補助もできるようになれば良いと思っているが、そこまで進めていないという状況である。

Q ④水道施設災害復旧事業費等の「災害復旧」定義を、「原型復旧」に限定せず、早期復旧に必須の「仮復旧」や、必要不可欠な「将来の予防保全」など、弾力的な運用を図ること。

A この間の法律改正をよく注視していただきたい。この1年間くらいで動きが出てくると思われる。公共土木負担法が行政移管のときに改正され、大部分が形式的に単に厚労大臣が、国交大臣、環境大臣に変わっただけであるが、唯一中身が変わる改正が、公共土木負担法に水道が位置づけられた。これは実質改正。公共土木負担法のスキームに則って、2024年度から災害復旧のスキームがこちらに移ってくるため、いろいろ変更点が出てきてしまい、「原型復旧」に限定せずというところ、現在よりはもう少し幅が広がるのではないかと期待している。まだ詳細が決まっていないため、申し上げられないが議論中であるため、4月までに改めて事業者向けの指数値などを出てくると思われる。

Q ⑤簡易水道の多くは一般会計からの繰り入れや国庫補助を活用し財源を確保して経営を行ってきたが、簡易水道を統合した水道事業体において、経営の悪化が懸念されることから、経営基盤の強化となるよう繰出基準の見直しや国庫補助・交付金事業の拡充など必要な財政支援を行うこと。

A 大きな事業者においては、1桁ではなく2桁の事業統合して頂いたところもあり、非常にありがたいと思っておりますが、統合された後に逆に経営が厳しくなるのではないかとご指摘も頂いております。簡易水道については、小さな市町村さんからもたくさんの要望を頂いておりますので、満額回答はなかなか厳しいところではあるが、少しでも1歩でも財政支援が進むように検討していきたいと思っております。8月下旬までにどこまで話が進むかわからないが、12月にはしっかり予算の中身が出ると思うので、見て頂きたい。

Q ⑥電気計装設備、監視制御設備及び水質分析機器等の設備更新については、高額でありながらも耐用年数が短いことから、更新費用について補助対象とすること。

A 先ほど申し上げたように、設備に関する補助というのがない状況ではあるが、浄水場の築造の際は

設備も含めて補助できているので、個々の場合はできないのかと言われると厳しいのだが、基本は構造物に関する補助であり、設備1つ1つの補助まで制度自体がいきついていなくて申し訳ないところである。これについては、今後も検討していますと答えることもできない状況である。

(2) 自然災害も含めた危機管理対策について

Q ①各事業者が業務継続計画（BCP）の見直しや新たな計画の課題を共有化するため、関連する調査を実施し、結果について公表すること。また、BCPの策定ができていない事業者に対して、同規模の事業体の具体的な計画例を提供するなど、より具体的に取り組みやすいよう支援すること。

A 応急給水をもう少し、きめ細かくというか、給水車が何台あれば良いという世界ではなく、もう少し資機材を含めた細かいシミュレーションを調査しているため、1年程掛かるかもしれないが、検討してまた示しできたら良いと思っている。

(3) 水道事業政策について

Q ①都道府県が関係市町村及び水道事業者と水道の広域連携等基盤強化を協議する際には、事業統合ありきで進めることのないよう周知すること。あわせて、都道府県が策定する「水道基盤強化計画」は、関係市町村及び水道事業の同意を得て策定するようあらためて周知すること。

A 最近良いと思った事例は、東北の某県境の人口10万人程の市で山間の集落があり、ここに浄水場はあるが老朽化などの課題があり、県境を挟んだ小さな町から配水をするような変更認可が出てきている。組織と組織の結婚のような広域化は、簡単ではないため、施設の共同利用や揚水供給の拡大など、段階があるのではと思っており、急に事業統合するのは、ハードルが高いと思うため、施設の共同利用などから始まってということをもう少し、厚労省としても推していきたい。広域化といっても、そんなに簡単ではないという点があれば、是非そういった意見をいただきたいと思う。様々な良い事例が出てきているため、厚労省としても周知をしていきたいと思っている。

Q ②「水道の基盤を強化するための基本的な方針」に基づき、各事業体の水道事業における技術力の継承と大規模災害時に対する迅速で適正な復旧をはかるべく、人員の確保や育成ができるよう必要な措置を講ずること。また、具体的な計画を策定するよう各事業管理者に促すこと。特に現状において浄水場等を少人数の交代勤務体制で運営している事業体は、災害等への対応によって職員数が不足し供給に支障が発生するおそれがある。また、配水池等に設置の監視・制御のための設備が落雷などによる故障で迅速な対応に追われるケースも多いことから、事業管理者がその責任において人員体制を整えることができるようはたらきかけること。

A 人員確保というのは、一番基本的なことであるが一番難しいことである。NHKで放送された番組でも人手不足の話で、今回は電気の話であったが、水道もそのうち採り上げられるのではないかと考えている。厚労省が何かできることがあるかと思い、日水協と水団連などと議論しようかと思っている。やはり、もう少し水道のことを知っていただくということを厚労省としても、国としてもやっていかなくてはいけないのではないかと考えている。

NHKで放送された番組で、同感できるのは、インフラ事業に関わる職員の仕事が、民間企業と比べても、やりがいという意味では、とてもあると思っており、水道に関わっていくということをもう少し魅力あるような伝え方を厚労省が、もう少しできることがあるのではないかと考えている。これに関しては、そんなところではなく、さらにもっと、現場の人の確保をきれいごとで済ませるようなことでないのかもしれないが、厚労省としては、そのようなところから入っていけないかと思っている。具体的にもっとこんなところをこのようにしてほしいということがあれば、後ほど教えていただきたいと思う。

Q ③資産管理（施設台帳整備）は、今後の経営計画に大きな影響が及ぶ重要な情報であることや、現地調査等データ収集にかかる時間とアセットマネジメントを見据えたシステム開発等に多大な費用が見込まれることから、十分な財政支援を確保すること。あわせて財政支援については広域化の検討の有無に関わらないものとする。

A 事前にしっかり調整をすれば良かったのだが、施設台帳の補助金は昨年までで、既に終了している。水道法で、2022年10月までに整備しなければならないと義務であったため、それ以降は、厚労省としても補助ができなく、全て整備が終了しているという建て前である。厳しい言い方をすると、現在、水道台帳が無いところは、法律違反ということになる。実際は、上水道で10件程、簡易水道では多数ある。簡易水道の方々に、法律違反と言っても、厳しいところはあるかとは思いつつ、上水道も小さいところは同じような状況かもしれないが、施設台帳補助としては無いが、電子化の補助は、まだこれからも継続していく。電子化の補助については、実際、広域化とセットということになっている。広域化といっても、事業の統合だけではなく、前段でも述べたように、複数の事業者間で一緒に実施するというのは可であるため、利用できる場所は利用させていただきたい。

Q ④経済安全保障の観点から、水道施設運営権の設定は、慎重に検討するよう周知すること。また、導入は、長期にわたって住民の健康や生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、適正にモニタリング機能の運用がなされるよう、厚労省が発注事業者に対し、随時モニタリング機能をチェックすること。特に発注事業者の人材確保と技術力の継承には配慮すること。

A 現在、パブリックコメントに掛けており、2024年の春から浄水場のシステムを入れる際に経済安保法の事前申請が必要となる為、その対象をパブリックコメントに掛けている。

100万人以上の大規模事業者と供給量50万 m^3 /日の大規模事業者のみが対象となっているが、まだ（案）としている。

厚労省のチェックは大規模事業者に入ってくるが、中小規模の事業者をどうするか課題となっている。サイバーセキュリティのマニュアルを修正する為、議論をしており、サイバーセキュリティの面でお示しできるかどうか議論中である。半年もしくは1年以上の時間がかかるかもしれないため、その点についても議論中である。

Q ⑤過去の災害対応を教訓として、大規模災害を想定し、迅速でより実効性のある支援体制の再構築のため、「地震等緊急時対応の手引き」を活かした研修会や訓練を広域的に継続して実施し、相互応援の仕組みを充実させること。

併せて、災害時給水の復旧に欠かせない電気の供給についても、場所や時間に関わらず、迅速かつ優先的に復旧がなされるよう関係省庁に働きかけを行うこと。

A 実地訓練は難しいが、手引きの研修や訓練であれば、オンラインでも可能である。

応急給水について、給水車以外にも含めた配水池にある水の活用を考えていきたいので、研修が出来ればと考えている。

電源の供給については、台風等の災害復旧の優先順位として自然エネルギー庁から照会が来るので、水道を優先対象施設として挙げている。

Q ⑥電磁式メーターを含む現在の水道メーターは精度、耐久性の向上が図られているため、事業費の削減の一環として、水道メーターの交換について、時間経過による誤差や耐久性の評価を行い、計量法に定める8年の検満期間の見直しを引き続き働きかけること。

A 私自身もやらないといけないと思っている。やることでかなりの費用が節約できる。経済産業省に話もってきている。皆さんからも言って頂き、いろいろなところから声を上げてもらいたい。

Q ⑦水道事業に携わるすべての労働者の安全衛生向上のため、水道事業に関する事故情報と対策を共有化する手法を検討すること。

A 事故の事例は入ってきている。一酸化炭素中毒の事故が水道現場で数件おきている。我々としてはもっと横展開していかなければならないと思っている。

Q ⑧水道事業の所管省として、水循環の重要性を広めるため8月1日の「水の日」を積極的に周知すること。また、安心・安全な水道水をさらに使用してもらえるよう「水道週間」や「水の日」を活用した水道の安全性の広報活動を検討すること。

A ポスターなどをありがたく、いただいている、掲示させていただいている。国交省は水循環を担当している省庁であるため、是非、一緒に何かやっていくことができるのではないかなと思う。水道週間、広報充実のようなことは、是非やっていきたいと思っている。

意見交換

《水道部会》

水道事業関連について、水道施設の老朽化や耐震化対策、水管橋などの劣化調査等を推進するための国庫補助および交付金制度の採択基準の緩和について厳しいとあるが、2023年3月にガイドラインが交付され、2024年4月に施行予定となっているため、多くの自治体が活用できるようにご検討をお願いします。

《厚労省》

点検が義務化されて春にQ&Aを自業体に送っている。複数事業者間で行うアセットマネジメントは1/3の補助があり、点検も含めて良いことと事になっている。点検して作り直すのは既存のメニューであるが、点検だけは複数事業者間であれば、広域化でなくても共同で発注できる。

「生活基盤施設耐震化等効果促進事業」があり、点検であれば1/3補助ではあるが、資本単価要件が無いのでぜひ活用して欲しい。

《水道部会》

昨年でもメーターの事についてお話しをさせていただいて、その後について先ほど回答をお聞きし、この件については壁が厚いという印象を受けている。

メーターの性能も上がってきている、製造業者も改良してきている中で、水道メーターだけの話ではなく、ガスメーター・タクシメーターなど様々兼ね合いもあると思うが、そういったなかで何らかの後押しをお願いしたいところである。

《厚労省》

これは、1年・2年変えないだけで、純粋にコストカットになるので、是非と思っている。メーカーの方は逆に短くしたくないという思いがあるので、中々厳しいところではあると思う。計量法をたてにとり、水質毎に検査を…硬度、軟度で性能が変わる可能性があるのではと指摘も経産省から話があったが、水道法の基準に基づいて運用しているので話もしている。是非、みなさんからも声をあげてもらいたい。引き続き検討していかなければならないし、お互い知恵を出し合えればというところである。粘り強く要望していくことも大事であると思う。

《水道部会》

補助事業の、「上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業」でインバーターや、ポンプの交換が対象になっているが、事業採択が8月に決定し、事業完了が2月20日になっているが、ポンプや、インバーターの納期が事業完了期間を超えてしまうために、機器の交換できる補助事業だが、応募が難しい。期間延長や繰越などの改善をお願いできないか。

《厚労省》

経産省の事業であるが、スケジュールが厳しいとの声をいただいている。2024年度から、メニューをリニューアルしたいらしい。スケジュールを上手く考えてほしいと思っている。設備関係を行ってほしいとお願いしている。2024年のメニューを見ていただきたい。

6. 3・22国連「世界水の日」の取り組み

公企評は、P S I－J Cが主催する国連「世界水の日」の取り組みに参画し、各県本部へポスターを配布するとともに、2月22日に、環境省、農林水産省、総務省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省の水行政に関わる関係部局を訪問。「世界水の日」の趣旨を説明し、ポスターの掲示をお願いするとともに、リーフレットを配布した。また、岸真紀子参議院議員をはじめ、関係する国会議員に対し、アピール行動を行った。

2023「世界水の日」宣言 — 安心・安全な水と衛生へのアクセスの実現 — — 気候変動と不平等の解決を —

安心・安全な水と衛生へのアクセスの実現

「安心・安全な水と衛生へのアクセス」を実現することは、水問題を解決するだけでなく、貧困、健康や福祉、ジェンダー平等、教育、食糧生産などさまざまな課題の解決につながります。2018年3月22日、国連は「2030アジェンダ」と「SDGs（持続可能な開発目標）」を指針とし、「国際行動の10年“持続可能な開発のための水”（2018－2028）」をスタートしました。水問題については、SDGsでも「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」として「ゴール6」を掲げ、2030年までの達成を目標としています。

しかし世界では、いまだ「20億人が安全に管理された飲み水を使用できない」「36億人が安全に管理された衛生施設（トイレ）を使用できない」実態にあります。不衛生な環境から感染症になり命を落とす5歳未満の子どもは、年間で52万人を超えています。こうした問題は、女性や子どもがとくに影響を受けており、健康を害するだけでなく就学や就業の機会を失い、貧困やジェンダー不平等などの問題につながっています。これは「安心・安全な水と衛生へのアクセス」が実現されていないことが原因です。水道・下水道事業が整備されれば、不衛生な環境で生活する必要がなくなります。そして、健康や福祉が増進されるだけでなく、水を得るために時間を使う必要がなくなることで、就学機会の取得や就業による貧困からの脱却、ジェンダー平等へとつながります。さまざまな問題を解決するためには、水問題の解決を起点として「安心・安全な水と衛生へのアクセス」の実現に取り組むことが必要です。

気候変動と不平等の解決を

近年深刻化している地球温暖化による気候変動の課題も重要です。台風や豪雨などによる洪水、海面上昇による居住地の水没、干ばつによる水不足や食糧危機が発生すれば、生命の危険に直面するだけでなく、コミュニティが崩壊し強制移住を余儀なくされ、さらなる貧困や社会的不安定化を招いてしまいます。このような気候変動の問題は、自分たちの今だけの豊かさや便利さ、そして利益を優先するあまり、環境に負荷をかけ、そのツケを他国や将来世代に押し付けているのが実態です。それはすべて私たちの今の暮らしや産業構造そのものが主な原因です。これまでどおりの生活を続けていけば、自分たちだけでなく子や孫の世代が危険にさらされることは明白です。気候変動の問題に向き合うには、私たち自身が覚悟を持って変わるしか解決策はありません。

私たちP S I－J Cは、健全で持続可能な水道・下水道事業を起点として「安心・安全な水と衛生へのアクセス」が実現されるだけでなく、気候変動と不平等が解決され、誰一人取り残されることのない社会の実現を

求め、取り組むことを宣言します。

2023年3月22日

国際公務労連加盟組合日本協議会（PSI-JC）

全日本自治団体労働組合（自治労）

全日本水道労働組合（全水道）

7. 公企評活動日誌（2022年12月～2023年8月）

2022年

- 12月7日 日本水フォーラム意見交換会（千代田区）
- 12月7日 PSI-JC「世界水の日」インタビュー（自治労本部）
- 12月7日 連合エネルギー連絡会（千葉県・市原市）
- 12月14日 岐阜県自治研究センター「水道事業に関わる座談会」（岐阜市）
- 12月16日 2023第1回現業・公企統一闘争本部会議

2023年

- 1月22日 第3回三役会議（福島市）
- 1月22～23日 公営企業塾（東日本）（福島市）
- 1月28日 熊本県本部公企評学習会（熊本市）
- 1月30～31日 第163回中央委員会（新宿区）
- 2月3日 兵庫県本部水道集会・下水道公流会（神戸市）
- 2月5～6日 第2回県公企部会幹事会&経済産業省との意見交換会（対面）
- 2月5日 第2回ガス部会幹事会（対面及びWEB）
- 2月5日 第3回水道・下水道部会幹事会（WEB）
- 2月10日 茨城県本部公企評学習会（WEB）
- 2月12日 広島県本部現業・公企評討論集会（広島市）
- 2月17日 全国都市下水道連絡協議会総会（全水道会館）
- 2月18～19日 第4回公企評常任幹事会（本部）
- 2月27日 国連「世界水の日」行動（各省庁・衆参議員会館）
- 3月3日 神奈川県本部公企評第48回定期総会・学習会（横浜市）
- 3月8日 近畿地連公企評第18回水道・下水道職種別県公企交流会（大阪市）
- 3月11～12日 中国地連公企評第2回幹事会（山口市）
- 3月16日 三単産ガス労組交流会議（全水道会館）
- 4月11日 「世界水の日」の総括会議（全水道会館）
- 4月15日 第4回三役会議（大阪市）
- 4月20日 明治大学寄付講座（千代田区）
- 4月21日 厚生労働委員会傍聴（国会議事堂委員会室）
- 4月29日 第94回メーカー中央大会（渋谷区）
- 5月17日 連合第3回資源・エネルギー会議（全水道会館）
- 5月23～24日 松江市ガス事業のありかた協議（松江市）
- 5月25～26日 第164回中央委員会（WEB）（本部）
- 5月27日 全部会幹事会（神戸市）

- 5月27～28日 公企評第8回合同政策集会（神戸市）
- 5月28日 第5回公企評常任幹事会（神戸市）
- 6月2～3日 九州地連公企評第35回組織交流集会（長崎市）
- 6月7日 神奈川県本部2023現業・公企統一闘争集会（川崎市）
- 6月9～10日 2023全国公営ガス労組交流集会（新潟県・上越市）
- 6月15日 2023第4回現業・公企統一闘争本部会議
- 6月16日 2023第1次現業・公企統一闘争基準日
- 6月16日 2024年度「世界水の日」の取り組み協議（全水道会館）
- 6月23日 東北地連公企評第3回幹事会（仙台市）
- 6月25～26日 第4回水道・下水道部会幹事会&2024予算第1次省庁要請行動
- 6月29日 第102回日本水道協会総会（千代田区）
- 6月30日 山口県本部公企評学習会（周南市）
- 7月2日 松江市ガス事業のあり方会議三役及びガスグループ長（本部）
- 7月2日 自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会（WEB）（千代田区）
- 7月6日 全国公営ガス労組交流集会総括（全水道会館）
- 7月7～8日 第7回共同集会（自治労中国地連公企評・全水道中国地方本部）（岡山市）
- 7月9日 第6回公企評常任幹事会（津市）
- 7月9～10日 2023公企評組織集会（津市）
- 7月15日 静岡県本部公企評学習会（静岡市）
- 7月15日 第1回四国地連公企評幹事会（WEB）
- 7月19日 水フォーラム会議（千代田区）
- 7月25日 ウォーターPPP実務者のためのウェビナー会議（WEB）
- 8月2日 2023第5回現業・公企統一闘争本部会議（対面・WEB）
- 8月4日 福岡県本部公企評政策集会（福岡市）
- 8月10日 エネルギー政策学習会兼松江市ガス事業ありかたの協議（松江市）
- 8月25日 近畿地連公企評2023年度第3回拡大幹事会（岸和田市）
- 8月26日 第7回常任幹事会
- 8月27日 2024年度第1回全国幹事会・総会（函館市）
- 8月28～30日 第97回自治労定期大会（函館市）

2. 公企労働者の取り組み

【地方公営企業の責任と役割の発揮】

1. 地方公営企業職場で働くことの責任と役割を発揮し、質の高い公共サービスを持続して提供するための中長期的な政策や展望について、事業を担う労働者の視点から議論の活性化をはかり、課題解決にむけ各省庁へ働きかけます。
2. ライフライン事業がめざす「安心・安全・安定」の良質な公共サービスを実践するため、中長期の経営計画について労働組合との事前協議を事業管理者に求め、業務量に応じた適正な定数配置と災害時や緊急対応などを考慮した人員配置の取り組みを強化します。
3. 施設の老朽化による改修・更新、耐震化対策等を推進するため、国庫補助および交付金制度の拡充を行うとともに、より多くの事業者が利用できる制度を検討するよう、各省庁に求めます。また、総務省に対して、事業の規模等により高料金とならざるを得ない事業者への対策として、地方財政措置の拡大を求めます。
4. 政府による「公的サービスの産業化・外部化」の強引な推進に対して、持続的で質の高い公共サービスを提供するため、本来地方自治体が担うべき公的責任の放棄につながらないよう、以下のことに取り組みます。
 - ① PPP／PFIや、新たな官民連携方式ウォーターPPP^{【83】}（管理・更新一体マネジメントの後セッションに移

行する方式）は、長期間におよび利潤追求の民間企業に運営を委ねることにより、自治体の関与が希薄となり人材や技術力も失われていくことや、倒産や危機管理対応などのリスクが増えること、料金高騰やサービスの悪化を招く恐れがあることから、「安心・安全・安定」の良質な公共サービスを守るため導入に反対する取り組みを強化します。

- ② 事業を取り巻く環境やそれぞれの公共サービスの目的を鑑みずに事業譲渡や廃止、統合が行われないよう必要な対策に取り組みます。
 - ③ 料金の適正化を求めるとともに人員確保、技術継承や人材育成手法の確立を求めます。
 - ④ 広域化や官民連携に関しては、検討段階から十分な労使協議と、議会や住民への説明責任を事業管理者へ求めます。
 - ⑤ 「水」の公的機関の必要性を広く伝えるため、国連が定めた「3・22世界水の日」など、国際公務労連加盟組合日本協議会（PSI-JC）と連携した取り組みを行います。
5. 全国の災害対応の課題を共有化し、「ライフラインのための危機管理指針（改訂版）」を活用して、各事業者で策定された災害対応マニュアルなどを労働者の視点で精査し改善を求めます。

【組織の強化と拡大】

6. 組織強化のため、公企評組織が未結成の単組については、基本単組・県本部と連携して単組や評議会の結成をめざします。また、公企評がない県本部や活動が低下している県本部については、地連と連携した取り組みを行い、設立や活性化をめざします。
7. 公営企業職場で働く新規採用職員組織化100%、再任用職員や会計年度任用職員の組合加入、ライフラインに関わる民間労働者の組織化にむけた取り組みを進めます。
8. じちろう共済（団体生命共済）への加入促進にむけ、評議会内における幹事会・集会において共済制度を周知し、加入拡大と組織化を一体のものとして、共済推進運動の底上げをはかります。

【公企労働者の権利の確立】

9. 公企労働者としての法適用や権利の理解、労働条件の改善や権利の拡大、事前協議や労使交渉による協約締結など、「公営企業労働者の権利Q&A（全面改訂版）」を活用した学習会を、地連や県本部で開催します。さらに、公営企業に精通した活動家育成を最重要課題と位置づけ、「さきがけ公企塾」を開催します。

【安全で快適な職場環境の確立】

10. 公企職場において、労働環境を守り、事故を防ぐため、労働安全衛生活動の活性化を進めます。また、非正規労働者や民間労働者を含むすべての労働者の参画による労働安全衛生活動をめざして取り組みます。

【現業・公企統一闘争の推進】

11. 現業・公企統一闘争を制度・政策要求・

人員確保や予算要求のたたかいなどと結合させて取り組みます。産別闘争として一層の前進をはかるため、協約締結権を最大限に発揮し、要求―交渉―妥結サイクルの確立とすべての単組・組合員が結集する闘争として取り組みます。

【循環型社会の推進】

12. 「水循環基本法」の理念を踏まえ、流域での水循環の取り組みについて情報交換に努めます。
13. 「自治労水週間」では、公営によるサービス提供の重要性を直接住民に訴えるとともに、1県1行動を基本に各県本部の積極的な取り組みを進めます。また、水週間の期間である8月1日「水の日」の周知に努めます。
14. 循環型社会をめざし、施設や資源を有効活用して得られた自然（クリーン）エネルギーの地産地消による地域分散型再生可能エネルギー政策の推進を働きかけます。

【水道部門の取り組み】

15. 水道行政については2024年4月から水道整備・管理行政の全般は国土交通省が、水道水質基準の策定等は環境省の所管となります。移管後も安定した事業推進を行えるように、必要な予算について確保するとともに、補助金（率）等の増額や申請する要件についても有効に活用できるよう、引き続き省庁要請を行います。
16. 水道事業の基盤強化については、まず個々の事業体での基盤強化を前提とし、都道府県が策定する「水道基盤強化計画」に、水道事業で働く労働者や住民の意見を反映する取り組みを進めます。また、事業実施

に必要な人員の確保に取り組みます。

17. 官民連携では、最終の責任は自治体・事業体が負うことから、その責任を担うための技術継承や人員確保に取り組みます。また、水道事業の広域化については、単に事業統合を行うのではなく、水循環基本法の流域管理という視点から取り組みを進めます。

【下水道部門の取り組み】

18. 2024年4月からの水道行政の移管について、災害時における対応や指揮命令など含め、安定した事業推進のため、必要な予算が確実に確保されるよう省庁要請を引き続き行います。
19. 持続的な水循環をめざして、地域に適合した污水处理を進めることを求めます。また、下水道事業の広域化にあたっては、環境保全の視点から、総合的污水处理手法となるよう取り組みを進めます。
20. 浸水災害について、流域治水^[84]の視点で設備や施設の管理手法とさまざまなステークホルダーとの協働などの課題の共有化に努めます。

【ガス部門の取り組み】

21. 都市ガスが地域の環境政策や防災等のまちづくり事業に大きく貢献していることをアピールし、安易な改革論による民営化・民間譲渡をさせないよう取り組みます。
22. 小売自由化による競争が進む中、経営の自由度が制限される公営ガス事業の課題を共有し、他の公営ガス労組と共闘するとともに、ガス職場の連携強化と事業運営のあり方について議論を深めます。

【県公企部門の取り組み】

23. 公営電気事業は、長期間にわたる施設整備と投資の回収が必要なため、安定した事業経営のための制度・政策改善をはかるよう、関係省庁に働きかけます。
24. 工業用水道事業は、地域産業において安定的な操業環境を確保するための常時給水が必要であることから、経営環境の改善や人員確保の必要性を関係省庁へ働きかけます。

4. 地方自治の確立と質の高い公共サービスの推進

【質の高い公共サービスの提供への取り組み】

1. 自治体業務が対人性の高い職務であることから、質の高い公共サービスの提供にむけ、人員体制の拡充をめざします。また、公共民間単組職場については、契約の長期化を求め、労働条件の引き上げと雇用の安定をめざします。
2. 多様化する行政ニーズに対応した公共サービスの提供のために必要な人員と財源の確保をめざし、「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンの通年展開にむけた具体的な取り組みについて検討を進めます。
3. 本部は、公共サービスの拡充を進める立場で、政府・国会対策を強化します。県本部・単組は、各自治体の財政状況と住民ニーズを把握し、民間委託や人員削減に反対する取り組みを進めます。
4. 「公的サービスの産業化」の問題点を明らかにするため、以下の通り取り組みます。
 - ① 事務事業の委託や指定管理者制度が導入されている場合は、現行制度の点検を行い、労働者の賃金・労働条件が公務と比較して低位な場合には自治体単組と公共民間単組が連携して向上に取り組みます。

事務事業の部分委託において、偽装請負が疑われる事例については、委託の見直し、改善に取り組みます。
 - ② 地方独立行政法人化が実施されている場合は、運営費交付金および給与費の推移を確認し、サービス提供体制や賃金・

労働条件に課題がないかチェックするとともに、事業や法人の継続性・安定性を確認します。

- ③ 新たにコンセッション方式^[30]などPFI手法^[31]を、公共事業に適用する場合は、サービスへの影響、採算性、継続可能性、自治体によるモニタリングのための技術力の維持など、多面的に検証し、慎重な対応を求めます。
5. 公共サービス基本法の理念に基づき、公共サービスの質と労働条件の確保にむけて、公共サービス基本条例と公契約条例の制定を推進します。
 - ① 県本部・単組は、地方連合会や地域協議会、他産別、協力議員と連携し、地域の合意形成を進め、自治体に働きかけを強めます。制定に至らない場合においても、ダンピングの防止と適正な受託事業者選定のため、積算根拠の明確化や最低制限価格制度、低入札価格調査制度、公正な労働基準を確保した総合評価方式の導入など、入札改革に取り組みます。
 - ② 本部は、連合・関係団体と連携し、先進事例の紹介などの情報提供、ILO94号条約（公契約における労働条項）批准と国内法整備を求め、取り組みを進めます。

【行政のデジタル化への対応】

31. 自治体DXの柱である自治体情報システムの標準化は、全自治体が2025年度までに移行することが求められており、2026年か

ら20業務の標準化が義務とされています。自治事務も対象となっており、その範囲や程度については自治の尊重や現場実態を踏まえたものにしなければならず、移行にむけた財源や期間の確保、単独事業への影響、交付税や人員の削減につなげないなど、県本部・単組と情報と課題を共有しつつ、省庁・政党対策に取り組めます。

32. 政府は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、実質的なマイナンバーカード所持の義務化を進めていますが、カードの交付は申請ベースであることから、未申請者への対応など自治体の業務にも混乱をきたしています。また、マイナンバーカードの用途拡大を進める一方で、別人の情報が紐づけられていたなどの誤登録が発生しており、国民のマイナンバーカードへの不信感は強まっています。こうした状況にもかかわらず、政府は保険証を廃止し、マイナンバーカードへ統合する姿勢を改めていません。政府に対して、マイナンバーカードの運用と個人情報の保護など安全性への不安について払しょくを求めるとともに、その利活用については世論等を踏まえ、慎重な対応を求めます。

6. 持続可能な環境社会の実現と脱原発の推進

【地域分散型再生可能エネルギー政策の推進】

13. 再生可能エネルギー等の普及促進にむけ、法整備や施設整備、研究開発・技術者育成を目的とした交付金等の拡充を国に求めます。
14. 自治体における脱炭素にむけた取り組みとして、地域共生・ひ益型の再生可能エネルギーの導入が一層推進されることから、風力、太陽光・熱、バイオマス、中小水力、地熱など、地域の自然・地理的条件を活かした地域分散型再生可能エネルギーを積極的に導入するよう求めます。また、地域分散型再生可能エネルギーの利用促進に際しては、地域の住環境や自然への影響にも十分配慮することを求めます。

【健全な水循環と食をめぐる課題への取り組み】

21. 健全な水循環の確立にむけ、1 県本部 1 行動を基本に、自治労水週間に取り組み、地域に開かれた参加型運動を通じて森林から海域までの環境保全をはかる運動を推進します。
22. 農作物種苗については、安心・安全な食料供給の確保にむけ、国内自給の強化を基本とします。とくに、主要農作物種子の公的生産供給体制の長期的な維持・強化および、野菜、家畜、種苗等の自給率向上にむけた財源の確保を国に求めます。
23. 「きれいな水といのちを守る全国連絡会」や「食とみどり、水を守る全国活動者会議」の取り組みに、積極的に参加します。

報告者：県公企グループ

○2023年度 第8回合同政策集会（ガス・県公企部会（第3分科会））

1 概要

日 時：R5/5/27（土）13時30分～R5/5/28（日）11時30分

場 所：ラッセホール（神戸市）

全大会参加者：計150名（39県本部86単組）

分科会参加者：県公企一般参加者5名、県公企グループ幹事9名、事務局3名
（13県本部14単組）

※ガスグループは松江市ガス局民営化の影響のため不参加

2 内容

（1）日程

5月27日（土）

・基調講演

「コンセッション方式の導入に対する問題」

岐阜大学地域科学部名誉教授・岐阜県地方自治研究センター理事長 富樫 幸一氏

・基調提起 福永事務局長

・各部会報告 各部部长

5月28日（日）

・第3分科会講演

「欧州・デンマークの再生可能エネルギーへの取り組みとその背景」

Ramboll Japan 日本支社長 阿部伸一朗氏

（2）分科会講演会

①講演

- ・Ramboll はデンマーク発祥の企業で建築&エンジニアリングコンサルタントを主にしている。全世界に17,000人のコンサルタントがいる。
- ・日本では洋上風力事業を展開している。
- ・洋上風力は世界の総需要の18倍以上のポテンシャルがある。
- ・デンマークでは余剰電力を熱貯蔵で無駄にしないようにしている。
- ・ヨーロッパと比べ日本のエネルギー政策は30年遅れた。
- ・日本は過去30年で石炭火力割合が増えた。
- ・政府が長期ビジョンを示し、具体的な数値目標を掲げなければ、開発や投資が付いてこない。

②質疑

Q1

日本で電力を熱に変える等、熱貯蔵を行っているところはあるか。

A1

秋田県の大潟村でコメの籾藁を燃焼させて地域で熱供給している例があり、注目している。植物を燃焼させるとシリカの付着といった問題点もあるが、燃焼温度の調整等でクリアしようとしている。

Q2

東京都である程度広い家の屋根には太陽光発電を義務付ける等、日本では太陽光が話題となっているが、どう考えているか。

A2

太陽光は技術革新が進んでいる分野で、日本での利用できる範囲、広さを考えても日本では有力な再生可能エネルギーの一つであると思う。

Q3

再生可能エネルギーが多い地方で発電事業を行っているが、太陽光の影響が大きくて、水力発電を日中ではなくて、夕方・夜間にシフトしてほしいと電力会社から要請されている。このようなことがヨーロッパであるのか、またその対処方法等を教えてほしい。

A3

ヨーロッパでは市場原理に基づいて発電されているため、増分コストが「0」の再生可能エネルギーが優先されて、そのあとに水力、最後に火力や原子力といった電源となる。よって、水力が優先されないのは経済的に非合理的な状態。この状況が広く認識されるべき。

※講演の資料及び質疑の詳細は別途資料あり。興味のある方は事務局まで。

以上

ガス県公企部会-ガスグループ報告

1. 第1回ガスグループ幹事会報告（公営ガスに関わる全水道との意見交換）

日時：2022年10月24日13:00~15:00（WEB）

参加：自治労本部公営企業評議会 福永事務局長

同上 ガス県公企部ガスG 西尾（松江）、畠山（長万部）

全日本水道労働組合 福谷副委員長

同上 北信越地方本部 石倉委員長、西城（上越ガス水道局）

同上 上越市ガス水道労働組合 金森委員長、村山書記長

他単産と公営ガス事業に関する情報共有を目的として開催する情報交換会議の在り方について議論した。特に3年前から幹事単組である全水道と、本年度の実地開催に向けて日程調整や情報交換の内容などを協議した。また、上越市との直接の情報交換で民営化状況や市長部局との連携状況、労働組合が経営課題に対する関わり方について状況を共有した。

【議事】

（1）上越市ガス事業の民営化に関わる状況

・市長部局、議会の動き等

→現市長は民営化の必要性はないと確認している。

・労働組合の民営化に対する基本的な考え

→上越地震以降の経年管対策でガス導管の耐震化率は99%、減価償却も順調に進み経営状態も健全で、民営化の必要性はない。

（2）ガス事業に関わる企業局と市長部局との連携状況

・ガス事業としてのカーボンニュートラル取組

→2021年7月からカーボンニュートラル都市ガス販売（工業用大口供給）

※脱炭素社会プロジェクトに上越市ガス水道局が参加

（3）労働組合が経営課題に対する関わり状況

・原料費高騰等に伴う対応

→2023年4月から料金改定の予定※原料費調整制度の上限値は令和3年に撤廃済

・人材育成に関わる取り組み

→近隣の都市ガス事業者で技術研修を実施。上越地震で技術者不足の課題が明らかになり、その後、「独自採用」でスペシャリストを育成している。

→JGA研修センターを誘致受入し、施設でショップ研修等を実施。配管工の高年齢化、設備工事の技術者不足が課題。

（4）三単産公営ガス会議について

・自治労産別内で小千谷市の民営化が検討されている。各産別で民営化が組合員にどのような影響を与えるか、率直な意見交換により情報共有したい。→全水道北信越ブロック内ですでに民営化された「柏崎市」労組から、会議で当時の検討状況等の情報交換することができるか検討する。

2. 2023 年度全国公営ガス労組交流集会

日程：2023 年 6 月 9 日・10 日

場所：新潟県上越市「ホテルセンチュリーイカヤ」

参加：36 名（内自治労 18 名）

公営でガス事業を担う自治労、全水道、全国ガスの 3 つの産別が介し、3 年ぶりに全国公営ガス労組交流集会が開催され、自治労から 18 名の。

1 日目は日本ガス協会 企画部長 野口氏より「エネルギー・環境政策の動向」と題し、2050 年のカーボンニュートラル実現を目指す為、脱炭素技術導入に官民 150 兆円の資金が投入される見込みがあること、そして天然ガスは製造業の構造転換に対し今後 10 年間で 8 兆円の官民投資、e-methane についても 10 年間で約 2 兆円の投資が見込まれていると説明があった。今後は国による電化、水素化が進むと、ガス事業者へ甚大な影響があることから e-methane を軸とするガスのカーボンニュートラル化にすぐに取り組む必要があり、世界レベルで開発の動きが活発化している等の報告がありました。ガス事業の未来のため、e-methane の一日でも早い実装が可能となるよう期待している。

2 日目は、組織課題や民営化への動き等、課題の現状と対応について報告を受けた。その後グループに分かれガス事業課題討議を行った。どのグループ討議でも、松江市職員ユニオンが政策提言した「シュタットベルケ」に関する内容が討議の中心となった。また、民営化された金沢市からの現状報告、ガス技術継承の問題や宿日直業務への女性従事の問題等、ガス事業に関わる労働者の視点で様々な課題を共有できた。

今回の交流集会では、公営ガス事業者として 2050 カーボンニュートラル実現を目指し、地域に根差し将来に渡り持続しガスを供給し、地域とそこで生活をしている住民に未永く愛されていくために期待に応えていくとの共通の想いを確認し、集会を終えた。（次年度は全国ガス幹事により、仙台市で開催予定）

以上

9. 公共サービス労働者の総結集と組織強化

(2) 各部門・横断組織の取り組み

【公営企業労働者の取り組み】

8. PFI/コンセッション方式の導入を阻止するとともに、全国に波及させないよう、本部は、県本部および県本部公企評との連携を強化するとともに、12月の全国幹事会で共有化し、上下水道事業体への対策に取り組みます。
9. 本部は、11月に、厚生労働省・国土交通省など公企評に関係する省庁に対し、2024年度予算に関わる内容と水道行政の移管、新たな官民連携方式（ウォーターPPP）、広域化、災害時対策、再生可能エネルギーへの政策課題等を中心に、省庁要請行動に取り組みます。
10. 本部は、1月に「さきがけ公企塾」を西日本（広島県予定）で開催し活動家育成と同時に多くの組合員が権利を知り役員としての知識を共有することをめざします。
11. 本部は、公有公営の意義や8月1日「水の日」の周知を目的とした「第39回自治労水週間」の県本部での取り組みについて検証を行い、12月の全国幹事会で共有化します。

2023現業・公企統一闘争中間総括（案）

1. 闘争の経過

- ① 本部は2022年12月16日、2023現業・公企統一闘争本部を立ち上げ、この闘争を自治体現場力回復闘争として位置づけるとともに、質の高い公共サービスの確立に必要な人員確保と賃金・労働条件の改善をめざし取り組むことを確認した。
- ② 2023現業・公企統一闘争を具体的に取り組むにあたり、基本的な目標を「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立」とし、第1次闘争ゾーンでは、職場点検・オルグなど統一闘争にむけた準備期間を2～4月、職場討議・要求書作成を4月21日～5月22日、要求書提出ゾーンを5月22日～6月8日、回答指定日を6月9日、交渉強化ゾーンを6月9～15日、全国統一闘争基準日を6月16日に設定し取り組むこととした。また闘争ゾーンの設定にあたり、すべての組合員の声を反映した要求書の作成にむけ、従来の間隔を1週間延長した。
- ③ 闘争を具体的に進めるにあたり、モデル要求に対する解説を掲載した闘争の手引きを「現業・公企職員が直営で配置されている単組」「現業・公企職員が直営で配置されていない単組」に分けて発信し、すべての県本部・単組における闘争の促進をはかってきた。また、ウェブ会議でも活用できるよう、現業・公企統一闘争に取り組む意義や取り組み方法などを解説した動画を配信した。
- ④ 第1次闘争の取り組みを促進するため、「2023現業・公企統一闘争推進ポスター」を作成し、5月に各単組に配布した。
- ⑤ すべての単組での取り組みとするため、各県本部の準備状況を確認の上、取り組みが遅れている県本部に準備を促すことを目的とした中執オルグを春闘オルグにあわせ実施し、評議会オルグも一緒に実施した。
- ⑥ 現業評議会では、各単組における闘争の推進を目的に、総務省交渉を4月13日に実施した。総務省交渉では(ア)各自治体における新規採用に対する自治体判断の尊重、(イ)賃金センサスをはじめとした現業差別賃金の撤廃と自治体の労使合意事項の尊重、(ウ)各自治体に対して民間委託の導入を強要する助言の自粛、(エ)定年引き上げに伴う自治体判断の尊重の4項目を要請した。また、自治労組織内・政策協力議員に対して、現業評議会が行った総務省要請の内容を説明し問題共有をはかるとともに、今後の支援を要請した。
- ⑦ 現業評議会では、5月13日に現業・公企統一闘争決起集会を開催し、会計年度任用職員の処遇改善にむけた取り組み事例などを共有するとともに、第1次闘争にむけ認識の一致をはかった。また単組での取り組み強化にむけ「職場改善にむけた学習会」として、

交渉の具体的な進め方などをテーマにした学習会を5月29日にウェブ開催した。

- ⑧ 公営企業評議会は、7月9～10日の公営企業評議会組織集会全体会において、第2次闘争にむけ、要求書の提出→交渉→妥結（協約締結）の取り組みを要請した。2日目の第1分科会で、グループ討論としてそれぞれの第1次闘争の具体的な取り組み、職員の募集をしても応募が少ないことへの各事業体での取り組み事例として、技術職員の59歳まで応募ができる年齢引き上げ、年3～4回の採用試験実施、大学へのインターンシップなどの取り組み報告を受けた。公企労働者の権利について再度確認し、権利を活用した現業・公企統一闘争の取り組み強化にむけて意思統一をはかった。

2. 第1次闘争の取り組み状況（2023年8月7日現在）

※別表参照

（対象単組は自治体単組＋臨時・非常勤単組＋一部事務組合の1,765単組）

（1）各県本部における第1次闘争の取り組み状況

① 本部提起通りの日程で第1次闘争に取り組んだ県本部（25県本部）

青森県本部、岩手県本部、秋田県本部、山形県本部、新潟県本部、埼玉県本部、東京都本部、千葉県本部、神奈川県本部、長野県本部、静岡県本部、愛知県本部、岐阜県本部、三重県本部、奈良県本部、大阪府本部、広島県本部、島根県本部、山口県本部、香川県本部、高知県本部、佐賀県本部、長崎県本部、熊本県本部、沖縄県本部

② 本部提起の日程以外で第1次闘争に取り組んだ県本部（6県本部）

福島県本部（6月9日）、山梨県本部（6月23日）、兵庫県本部（6月2日）、愛媛県本部（7月6日）、福岡県本部（4月7日）、宮崎県本部（6月14日）

③ 春闘、政策実現闘争に現業課題を盛り込んで取り組んだ県本部（7県本部）

北海道本部（3月17日）、群馬県本部（通年）、栃木県本部（3月17日）、茨城県本部（8月～10月）、富山県本部（3月10日）、滋賀県本部、和歌山県本部

④ 人員確保闘争に現業課題を盛り込んで取り組んだ県本部（8県本部）

宮城県本部、石川県本部（6月2日）、福井県本部、京都府本部（6月16日）、岡山県本部（6月9日）、鳥取県本部（6月23日）、徳島県本部（6月）、鹿児島県本部（3月16日）

⑤ 第2次闘争で課題解決に取り組む県本部（1県本部）

大分県本部（10月11日）

（2） 要求書の提出状況

2023現業・公企統一闘争第1次闘争において要求書を提出した単組は520単組であり、前年度より31単組増加している。

（3） 交渉の実施状況

2023現業・公企統一闘争第1次闘争において交渉を実施した単組は399単組であり、前年度より58単組増加している。

（4） 第1次闘争における協約締結の状況

2023現業・公企統一闘争第1次闘争において協約締結した単組は157単組であり、前年度より48単組増加している。

（5） 各単組における統一行動日の実施状況

2023現業・公企統一闘争第1次闘争において統一行動を実施した単組は122単組であり、前年度の194単組から72単組減少している。

3. 第1次闘争における獲得指標に対する成果

【現業・公企職員が直営で配置されている単組】

（1） 現業・公企職場の直営堅持

226単組で交渉が行われ、125単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、223単組で交渉が行われ、132単組で成果があった。

- 委託を行う予定はないとの回答を確認
- 労使で現業職場の重要性、必要性を確認
- 保育所調理職場は直営を堅持することを確認
- 核となる業務については直営を維持していくことを確認

（2） 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用

250単組で交渉が行われ、113単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、211単組で交渉が行われ、66単組で成果があった。

- 農業試験場で2人の採用を確認
- 環境政策局で現業職員の新規採用を確認
- 次年度の調理員採用を確認
- 技能労務職場において管理業務に必要な職員数を定め、必要な職員数を下回る場合には新規採用を行っていくことを確認
- 新採での欠員補充を確認
- 農場管理、動物管理員の採用試験を実施

(3) 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立

199単組で交渉が行われ、74単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、200単組で交渉が行われ、87単組で成果があった。

- 各部ごとに安全衛生委員会を設置し、原則月1回開催
- 調理場の温度や湿度の調査を夏に行い効果的な対策を考えていくことを確認
- 労働安全衛生委員会に現業職場からも委員を選出し、具体的な労働環境の改善を行っている
- 安全衛生委員会が開催されていなかった部門で、委員会を開催
- 改正労働安全衛生法への対応について必要な措置を行う回答を確認

(4) 高齢期でも安心して働き続けられる職場の確立

185単組で交渉が行われ、74単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、175単組で交渉が行われ、88単組で成果があった。

- 職員の体調等を考慮した人員配置を確認
- 試験的な取り組みとして、高齢層の技能労務職員が管理業務等にも従事できる職場の設置を確認
- 管理業務に従事できる職場を設置
- 希望者全員の再任用の受け入れを確認
- 技能労務検討会を開催し、協議していくことを確認
- 加齢に伴う身体能力の低下に配慮することを確認

(5) 定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員を含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化

169単組で交渉が行われ、42単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、170単組で交渉が行われ、35単組で成果があった。

- 60歳超の職員が5級に在職することによる若手・中堅職員の昇格機会の遅れの影響について、「適切な制度運用をはかっていく」との回答
- 現行再任用職員の再任用格付け3級から、定年引き上げ後の暫定再任用職員は5級格付けを確認
- 暫定再任用の適用給料表を1級から2級にしていくことを確認

(6) 現場の声を反映した政策実現

177単組で交渉が行われ、56単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、199単組で交渉が行われ、85単組で成果があった。

- 献立会議等での意見反映
- 災害時の現業職員の役割分担を確認
- 清掃現場における「ふれあい収集」の業務を開始することを確認
- 若年層にむけた研修の実施を確認
- 職員の意見を取り入れた政策協議の場を設定し、協議していくことを確認

(7) 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

181単組で交渉が行われ、81単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、202単組で交渉が行われ、95単組で成果があった。

- 「技能職員の日常業務で培った技能経験は災害時に有効」との回答
- 災害時の対応として、出動基準や労働条件の確認や学校管理員の避難所対応。感染症作業手当の特例措置
- 災害対応で現業職場が必要であることを確認
- 災害発生時には全職員が防災班を構成して全庁横断的に災害対応を行うことを確認
- 事業が継続できる体制強化および適宜の配置基準の見直しを確認

(8) コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止

139単組で交渉が行われ、31単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、192単組で交渉が行われ、40単組で成果があった。

- 導入予定は現時点ではないという回答を確認
- 委託等を行う場合は必ず事前協議を基本としている

(9) 会計年度任用職員の処遇改善

199単組で交渉が行われ、62単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、202単組で交渉が行われ、72単組で成果があった。

- 常勤職員との均等・均衡を前提に引き続き、労使協議中
- 勤勉手当について協議中
- 期末手当の月数の改善を確認
- 昇級が2号昇給から3号昇給へとなり、また昇給に関して上限が撤廃された
- 給食調理現場における長期休暇の公休復活
- 正規職員と同様に、被服貸与規定を新設し、夏用作業服をファン付き作業着に読み替えることも可能とした

(10) 業務上必要となった資格取得にかかる全額公費負担の徹底

164単組で交渉が行われ、64単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、197単組で交渉が行われ、66単組で成果があった。

- すでに徹底されており、必要な資格については対応済み
- 刈払機取扱作業従事者の資格確保
- 統一要求書を受け、所管課における今後の予算措置等にむけた検討を確認
- 異動により資格者が不在となる可能性があることについて、補正等により取得の方向が示された
- 清掃職場での大型免許取得にかかる費用を公費で負担（毎年1人）
- 準中型免許の取得が公費負担

(11) 事前協議の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

197単組で交渉が行われ、89単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、202単組で交渉が行われ、127単組で成果があった。

- 現業職員は労働協約、それ以外は書面による協定を締結している
- 毎年、交渉ごとに締結
- 例年事前協議と書面化が徹底されており、今後も継続の旨を確認

【現業・公企職員が直営で配置されていない単組】

(1) 業務委託後のサービス水準などの検証とチェック体制の確立

105単組で交渉が行われ、「運営方法については直営の意義や民間導入の意義など行政が担う役割を考えながら常に検討する必要がある」「当局責任で検証は行っており、検証結果について必要に応じて労使協議する」など17単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、114単組で交渉が行われ、18単組で成果があった。

(2) 委託労働者の公正労働の実現

107単組で交渉が行われ、「業務に従事する労働者の賃金確保について公契約条例で位置づけていることの確認」「委託労働者の公正労働の実現にむけ、業者に指導していく」など14単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、114単組で交渉が行われ、12単組で成果があった。

(3) 業務委託受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化

97単組で交渉が行われ、「管理監督者をはじめ各安全・衛生委員会の取り組みとして研修や委託業者の介入の充実」など17単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、111単組で交渉が行われ、11単組で成果があった。

(4) 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

132単組で交渉が行われ、「適切な災害対応が実施できるよう常に見直しを検討する」「統一要求書を受け、所管課における今後の予算措置等にむけた検討を確認」など36単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、113単組で交渉が行われ、32単組で成果があった。

4. 第1次闘争における成果

(1) 人員確保

現業・公企職場の人員確保を最重要課題と位置づけ、通年闘争として取り組みを始めて6年が経過し、現業職員の新規採用は増加傾向にある。成果の要因は、自治体が採用人数

を策定する前段で人員確保にむけた各単組における粘り強い交渉の積み重ねがあげられる。2023闘争においても、当局からの定年引き上げによる採用抑制に屈することなく、第1次闘争において次年度の新規採用を確認した単組がある。

一方、第1次闘争では人員確保について継続協議としている単組も多いことから、引き続き、新規採用を勝ち取った事例を共有し、第2次闘争にむけ、すべての県本部・単組において人員確保の取り組みを強化していかなければならない。

(2) 第1次闘争への結集

第1次闘争期に取り組んだ県本部は、46県本部であり、前年度より2県本部増え、要求書の提出、交渉実施の単組とも、前年度を上回る結果となった。現業・公企統一闘争に加え、人員確保闘争や政策実現闘争に現業課題を盛り込むなど、着実に産別統一闘争として定着しつつあることから、引き続き、結集する単組の拡大にむけて取り組みを強化しなくてはならない。

(3) 組合員の声による職場改善

職場環境改善にむけては、現場実態に応じた独自要求が重要であり、独自要求を行った単組の成果として、「調理現場での夏場の空調設備について、設置にむけた調査が始まる」「障害をもつ子の介護休暇の延長」「遠距離（概ね片道50km程度）にある調整池等への移動について高速道路利用（料金（ETC）支給）」などが報告された。こうした成果は、統一要求では網羅することができず、組合員を集め、現場の独自課題について交渉したからであり、引き続き、取り組みを強化していかなければならない。

5. 第2次闘争にむけた課題

(1) 産別統一闘争への結集

通年闘争として6年が経過し、第1次闘争では多くの県本部が取り組みを実施しているものの、すべての県本部が結集しておらず、また第1次闘争期の2月から6月ではなく、春闘期に第1次闘争として取り組んでいる県本部も見受けられる。通年闘争とした最大の目的は、人員確保の取り組み強化である。春闘期の取り組みでは4月時点での人員配置や欠員状況がわからないため、本部が提起する第1次闘争のスケジュールのもと、自治体が採用計画を策定する前段に交渉することにより、少しでも前進した回答を引き出せる。改めて取り組む内容と時期を明確化した上で、県本部・単組は第1次闘争の取り組みに結集していかなければならない。

また、県本部・単組においては、「現業・公企統一闘争」の名称であるがゆえ、当該職員のみが取り組む闘争との認識が強く、すべての県本部・単組が取り組む闘争とはなり得ていない。「現業・公企統一闘争」は協約締結権を有する現業・公企評議会が先頭に立ち、

権利を活用した取り組みを行うことで、単組の組織全体にも反映させ、質の高い公共サービスの確立にむけ、取り組む闘争であることを強く再認識していく必要がある。

あわせて、当該職員が配置されていない単組では、民間委託として清掃の収集、小中学校調理や用務などの公共サービスを提供しているため、それらの業務に対して労働組合としての責任や意識が強くない実態がある。事業責任は委託であろうとも最終的に自治体にある。産別闘争として現業・公企統一闘争第1次闘争に取り組むにあたり、現業・公企職場のみならず、地域医療や福祉関係職場など、すべての自治体現場での人員確保をめざし、公共サービスの改善にむけた闘争として取り組みを進めていくことが求められる。

(2) 統一基準日への結集

本部が設定した統一基準日はもとより、県本部が設定した統一基準日にも結集できていない単組が非常に多くある。第1次闘争の集約状況では、待機態勢をとる県本部が17県本部にとどまり、多くの県本部が単組交渉時において待機態勢をとっていない実態が明らかになった。単組実情により、統一した日にすべての単組が交渉を行うことが困難であるものの、「単組まかせ」では、統一基準日に交渉を実施しない単組が増えていくことは当然である。

統一闘争として取り組むにあたり、県本部は単組の取り組み状況を把握するとともに、交渉時では待機態勢をとり、単組の支援や妥結判断を行うことが重要である。こうした取り組みの継続により、県本部・単組の繋がりがより強固になる。

しかしこの間の統一闘争において県本部で確認した闘争スケジュールで単組が取り組むものの、県本部は単組がいつ要求書を提出したかや、交渉状況および妥結内容について把握していない実態が多くある。そのため、単組交渉時では、近隣単組の交渉状況の共有化がはかられず、妥結基準についてもばらつき、十分な成果は得られない。さらに、このように「単組まかせ」の取り組み状況が継続した場合は、県本部、単組間の関係性が弱まり、自治労全体の組織の弱体化に繋がる。

改めて第2次闘争期において県本部は、本部が設定した基準日での体制構築にむけた取り組みの強化が求められる。また基準日を独自設定した県本部では、統一闘争の意義を再確認し、取り組んでいる単組はもとより、これまで取り組めていない単組を支援するなど積極的な対応が求められる。

(3) 定年引き上げにむけた職場環境改善

2023年度より実施された定年引き上げにおいてとくに現業職場は業務内容の性質上、組合員が65歳まで同様に働き続けられるか不安を抱えていることから、高齢期の業務内容や働き方について早急に解決していかなければならない課題である。

第1次闘争では交渉を実施したものの、「今後、継続して協議をしていく」など、引き続き、交渉を継続していく単組が多く見受けられた。定年引き上げについては、すでに制

度導入されており、2024年4月からは61歳の常勤職員が配置されるため、職場環境改善にむけ第2次闘争での取り組み強化が必要不可欠である。今後、誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境にむけ、すべての組合員の声を拾い上げ、高齢期における業務内容や働き方を構築していかなければならない。

また高齢期での働き方などは、職種が同じでも自治体が異なれば業務内容や働き方も異なることから、職場実態に応じた制度運用をめざし、第1次闘争以降も継続して交渉を積み重ねていくことが重要である。

(4) 基本協約をはじめとした協約の締結

現業・公企労働者が持つ協約締結権を行使した闘争の推進を提起してきたが、当局はもとより、労働組合側の認識不足もあり、十分な取り組みとなり得ていない。とくに第1次闘争の集約結果では、項目によって継続協議としたため、第2次闘争でまとめて協約締結を行うなどの単組報告が多くあげられた。協約締結権の重要性を踏まえ、第1次闘争で妥結した項目は第2次闘争で一括して協約締結するのではなく、都度、協約を締結していくことが重要である。その上で第2次闘争では継続協議について交渉を行い、妥結内容を協約締結していく取り組みを強化していく必要がある。

あわせて、協約締結権を活用した取り組みを進めるにあたり、単組（評議会）規約の点検・整備の重要性について提起してきたが、今回の集約結果では、回答単組の約50%が「規約がない」「把握していない」との報告があげられた。こうした集約状況を踏まえ、協約締結を確実なものとするため、県本部は各単組の規約点検・整備にむけた取り組みを進めていくことが重要であり、これからのあらゆる闘争を進めていく上での喫緊の課題である。

第2次闘争では交渉サイクルの確立にむけた取り組みを進めると同時に規約の点検・整備についても各単組で取り組みを進めていかなければならない。

(5) 取り組みの二極化

現業・公企統一闘争の取り組み状況については、単組だけでなく、県本部においても取り組みの濃淡が見受けられる。取り組みが実践されている単組では成果を勝ち取り、組合員に報告・反映させることで組合に対する求心力が高まり、組織強化がはかられ、さらなる団結力のもと、交渉が優位に進む好循環に至っている。一方、組合員数の減少や役員の担い手不足などにより、活動が停滞している単組では、組合活動状況がわからず、組合に対する組合員からの期待感が少なくなり、さらなる組織の弱体化を招く悪循環に陥っている。

取り組みができていない単組は、課題解決には要求し交渉していくしか手法がないことを再認識する必要がある。その上で評議会独自で取り組みが困難な場合でも、1年間で全く取り組みをしないことのないよう、統一要求書などを活用しつつ、単組の交渉時に現

業・公企課題を盛り込んだ要求書を提出し、交渉していくことが重要である。あわせて、課題によっては直ぐに成果を勝ち取れない項目もあるが、要求し交渉することにより、組織強化という成果は必ず得られることを再認識し、すべての単組が結集する統一闘争の実現にむけて取り組みを強化していかなければならない。

(6) 会計年度任用職員等の処遇改善・組織化

会計年度任用職員の処遇改善について単組の交渉結果では、処遇が改善されたなどの報告がある一方、いまだに要求項目に盛り込まず、交渉を実施していない単組が多く見受けられる。会計年度任用職員の状況は、業務内容について正規・非正規職員の明確な棲み分けが行われず、正規職員と同様の業務を担うものの、正規職員と比較して賃金・労働条件が抑制されている自治体が散見している。さらに賃金改善にむけては、地方自治法が改正され勤勉手当の支給が可能となり、今後、各自治体では条例改正にむけたさらなる取り組み強化が求められる。

こうした実態を踏まえ、第2次闘争においては、各職場の適正人数を労使で確認し欠員の補充を求めていくこと、さらに会計年度任用職員等の賃金では「同一労働・同一賃金」を基本に、その職務に必要とされる技能・職務遂行の困難度、さらに職務の内容と責任に応じた賃金とするよう求めていくなどの取り組み強化が重要である。

<別表>

2022・2023現業公企統一闘争第1次闘争取り組み結果報告比較（2023年8月7日現在）

県本部名	現業・公企評議会有無				要求書提出単組数		交渉単組数		協約締結単組数	
	現業		公企		2022	2023	2022	2023	2022	2023
	2022	2023	2022	2023						
北海道	33	26	26	14	99	90	62	49	0	0
青森	10	8	4	2	17	12	1	0	1	0
岩手	9	12	2	1	2	7	3	5	3	1
宮城	2	10	2	1	1	6	1	6	1	0
秋田	11	8	5	4	8	7	2	2	0	1
山形	10	11	0	0	14	13	12	11	5	2
福島	10	8	3	2	9	3	1	1	0	1
新潟	13	12	8	7	3	9	4	3	1	0
群馬	12	11	8	9	4	5	4	4	2	3
栃木	12	16	2	2	14	19	13	19	0	2
茨城	6	9	4	3	1	0	1	0	0	0
埼玉	5	2	3	1	11	4	5	3	4	1
東京	28	28	2	1	23	23	18	23	14	11
千葉	8	7	0	0	9	6	4	5	3	3
神奈川	17	18	2	2	12	18	12	17	8	7
山梨	2	2	1	1	2	2	2	2	0	1
長野	9	9	6	2	4	9	4	7	4	5
富山	12	15	5	5	15	17	15	17	2	1
石川	8	11	0	0	3	1	2	1	0	0
福井	3	2	1	2	2	2	1	2	1	0
静岡	6	5	9	8	7	7	4	4	2	3
愛知	4	2	3	2	3	1	3	1	2	0
岐阜	8	10	5	4	6	7	4	4	0	0
三重	16	15	5	6	16	12	15	12	1	3
滋賀	8	1	2	1	1	1	0	1	0	0
京都	6	4	3	1	7	5	2	5	2	3
奈良	11	16	4	8	10	12	8	9	2	0
和歌山	0	4	0	3	0	2	0	2	0	1
大阪	5	13	3	5	5	21	4	21	1	10
兵庫	13	12	6	7	11	13	9	11	5	7
岡山	6	3	3	2	5	2	4	2	1	1
広島	17	15	5	5	18	17	13	12	6	5
鳥取	11	8	2	1	3	5	4	7	3	6
島根	20	18	18	18	22	24	22	24	22	23
山口	8	6	9	5	8	4	6	4	3	3
香川	16	16	1	0	12	13	5	9	1	7
徳島	11	11	4	4	0	15	0	7	0	4
愛媛	2	1	0	0	1	2	1	1	0	0
高知	10	10	1	1	10	3	2	3	0	1
福岡	42	41	20	18	48	48	46	47	0	34
佐賀	7	10	3	3	8	12	4	8	2	2
長崎	7	16	6	15	3	12	2	10	1	3
大分	12	12	6	6	0	0	0	0	0	0
宮崎	11	9	7	6	11	10	7	9	4	1
熊本	18	19	2	6	14	9	5	4	0	1
鹿児島	14	12	5	10	3	5	2	4	1	0
沖縄	10	7	3	2	4	5	2	1	1	0
合計	519	521	219	206	489	520	341	399	109	157

4. 2023現業・公企統一闘争（第2次闘争）の推進

【基本的な目標】

1. 2023現業・公企統一闘争の基本的な目標を「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立」とします。
2. 2023現業・公企統一闘争第1次闘争の中間総括を踏まえ、現業・公企職員が配置されている、配置されていないに関わらず、すべての単組での取り組みを強化します。

【取り組み日程】

3. 以下の取り組み日程で統一闘争（第2次闘争）に取り組みます。
 - (1) 住民アピールゾーン
9月1日～10月12日
 - (2) 要求書提出ゾーン
10月2日～10月12日
 - (3) 回答指定基準日
10月13日
 - (4) 交渉強化ゾーン
10月13日～10月19日
 - (5) 全国統一闘争基準日
10月20日
 - (6) 協約締結強化ゾーン
11月

【闘争の重点課題と獲得指標】

4. 第1次闘争と同様、重点課題と獲得指標を以下の通り設定します。
 - (1) 現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されている単組

① 現業・公企職場の直営堅持

2023年度中の委託提案をしないことを確認することはもとより、将来にわたり、安全・安心な公共サービスを提供するため、直営の必要性を労使で確認します。

あわせて、すでに委託を行っている業務については、個人情報保護や守秘義務の確保、委託した事務・事業に対する適切な評価・管理などの現状と課題を明らかにし、直営での運営を基本に今後の運営方法について労使で協議します。

② 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用

地域実情に応じた地域公共サービスの確立にむけ、安全・安心な公共サービスを安定的に提供できる体制をはじめ、自然災害や感染症などの緊急時において迅速に対応できる体制を構築するとともに、定年引き上げに伴う新規採用抑制をさせず、退職者の補充、さらなる拡充にむけ現業・公企職員の新規採用を確認します。

③ 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立

現業・公企職場をはじめすべての職場から、労働災害を撲滅するため、労働安全衛生の確立と労働災害一掃にむけた予算の確保などを当局責任で行うことを労使で確認します。その上で、安全衛生委員会の毎月定例開催を確認するなど、労使が一体となって労働災害ゼロをめざし取り組みます。さらに、同じ自治体で公共サービスを担っている委託先労働者が、安全に安心して働くことのできる職場環境の整備にむけて、安全衛生環境の点検などを行い、労働安全衛生法の遵守を当局と委託先企業に求めます。

④ 高齢期でも安心して働き続けられる職場の確立

65歳まで誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境にむけ、これまで培ってきた技術・技能・経験を活かした現場実態に応じた職務・職場を確立します。とくに人員不足の実態のもとで従来と同様の業務内容となっていることから、当局責任のもと高年齢労働者の特性を考慮した配置基準や業務内容、働き方など、職場や業務実態に応じた取り組みを進めます。

さらに、多様で柔軟な働き方が可能となる制度確立にむけ、60歳を超える職員の働き方について労使で確認します。

⑤ 定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員を含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化

多様化する住民ニーズや地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員を確保するためには、初任給格付けの改善をはじめ、中途採用者の処遇改善を実施することが必要不可欠な状況となっています。こうした状況を踏まえ、各県本部・各単組では、技能労務職員の賃金抑制が続いている要因を明らかにし、現業・公企職員の賃金については労使合意が大前提のもと、職務の責任に応じた賃金改善を確認します。あわせて、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員については、業務実態を踏まえ、業務量・責任に応じた賃金改善を行います。

⑥ 現場の声を反映した政策実現

少子・高齢化が加速し住民が求める公共サービスが多種・多様化する中、的確に住民ニーズを捉えた公共サービスを提供するためには、住民に一番身近で接している現業・公企職員の技術・技能・経験が必要不可欠であることを労使で確認します。その上で「ふれあい収集」や「学童保育への給食提供」などの実例を踏まえ、地域実情に応じた公共サービスの提供にむけ、現業・公企職員が培ってき

た知識や経験が活かせる労使協議の場を設置します。

⑦ 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

各地で自然災害が頻発する中、災害対応では、初動体制や復興支援において人員不足を理由としたさまざまな課題が発生し、住民の生命と財産を守ることが困難な状況となっています。改めて災害時では地域や施設を熟知した現業・公企職員が果たす役割が大きいことを労使で確認し、防災計画などにおいて現業・公企職員の役割を明確にすることを確認します。あわせて危機管理体制を構築するため、災害発生時における勤務・労働条件を事前に協議します。

感染症対策では、これまでの感染症対策を検証し、今後の感染拡大に備える危機管理体制を構築するとともに、感染症に関する勤務・労働条件を改善し、誰もが安心して働ける職場環境にむけ協議をします。

⑧ コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止

公企職場は、中長期的な経営基盤の強化方針・計画の検討状況の説明を求め、コンセッション方式を含むPPP/PFI推進アクションプランとウォーターPPP

の導入や事業統合、事業譲渡などを一方的に進めないよう労使で確認します。また、制度導入等は、地方自治体の判断によるとされていることから、住民へ事業の将来的な見通しや料金のあり方を丁寧に説明することとあわせて労使協議後に判断することを確認します。とくに、水道事業は、住民の生命と健康に直結する事業であるため、公共の福祉の観点からもコンセッション方式の導入に反対します。あわせて、上下水道で進められている広域化は、地域自治と職員の勤務・労働条件に関わる事項であることから、計画段階から労使協議の場を確保し、広域化を進める必要がある場合は、広域連携を優先的に検討することとし、安易な事業統合や経営の一体化を進めないよう労使で確認します。

⑨ 会計年度任用職員の処遇改善

会計年度任用職員の賃金・勤務労働条件は、正規職員と比較して抑制されていることから、処遇改善を勝ち取ります。また、会計年度任用職員制度の課題の抽出を通して、当事者である会計年度任用職員が直接、当局交渉に参加し自らの賃金・労働条件に対し思いを訴えかけられるよう組織化の取り組みを強化します。

あわせて、地方自治法が改正さ

れ勤勉手当の支給が可能となることから、自治体での条例改正にむけた取り組みを進めます。

⑩ 業務上必要となった資格取得にかかる全額公費負担の徹底

現業・公企職場では、さまざまな業務に資格が必要なものが存在しますが、職務上の必要性から資格取得を求められた際には、全額公費負担による取得とすることを確認します。

⑪ 事前協議の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

現業・公企職員が持つ協約締結権を活用し、事前協議の協約など労働協約を締結します。その上で、今闘争で労使合意に至った事項についてはすべて協約を締結します。

(2) 現業・公企職員（会計年度任用職員を含む）が直営で配置されていない単組

① 業務委託後のサービス水準などの検証とチェック体制の確立

現在、委託が行われている業務のサービス水準や財政効果について検証を求め、適正な業務が行われているかについて評価・管理できる体制を確立します。

② 委託労働者の公正労働の実現

質の高い公共サービスの確立にむけ、総合評価制度、あるいは最低制限価格制度等を導入するとともに、公契約条例を制定するなど委託先労働者の賃金・労働条件を改善し、公正労働を実現します。

③ 業務委託受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化

すべての公共サービス職場から労働災害を一掃するため、毎月1回以上の安全衛生委員会の開催など各職場における労働安全衛生活動を点検します。その上で、委託事業者が法令を遵守していない状況であれば、当局責任のもと、是正を行うことを確認します。

④ 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

災害時対応では、安定的な公共サービスの提供にむけ、事前に十分な協議を行い、発災時対応が迅速に行われることを確認します。あわせて、感染症対策では、クラスター時の対応などを協議し、業務に支障をきたすことのないよう、危機管理体制の強化にむけ、必要な改善を求め、危機管理体制を構築します。

【統一闘争の進め方】

5. 闘争指令については、統一基準日である10月20日に上限1時間ストライキを配置するよう全県本部、全単組に闘争指令を行います。なお、やむなく10月20日以外に県本部の統一基準日を設定する県本部については、県本部からの要請に基づき闘争指令を発出します。

【第2次闘争で強化すべき取り組み】

6. 第1次闘争における課題を踏まえ、第2次闘争では、以下の取り組みを強化します。

(1) 組合員の参加による統一闘争の推進

第1次闘争において、全組合員の要望をくみ取りまとめた要求書の作成・提出ができていない単組は、人員確保要求チェックリスト・職場モデルチェックリスト<資料②・③>を参考に、要求書を作成・提出し、交渉実施に取り組みます。また、取り組みを行った単組においては、第1次闘争で継続交渉になった事項、第1次闘争以降の新たな課題について、改めて改善にむけ交渉を実施します。

(2) 統一闘争基準日への総結集

本部・県本部が設定した統一基準日に結集できていない単組が非常に多く存在するため、統一闘争の意義を再確認し、本部が設定した基準日へ結集します。そのため県本部・単組のさらなる連携のもと、県本部は単組の取り組み状況を把握の上、交渉時では待機態勢をとり、単組の交

渉支援や妥結基準について単組と協議を行うことで、統一闘争を推進します。

(3) 産別統一闘争の推進

現業・公企統一闘争が自治労産別闘争であることを再認識し、現業・公企職員を配置している、配置していないに関わらず、すべての県本部・単組において、方針の決定や取り組み状況の点検・把握など取り組みの推進にむけ、県本部・単組が一体となって取り組みます。

この間、取り組みができていない単組では、本部作成の手引きなどを活用しつつ、県本部との連携を強め、要求書を提出し交渉を行うなど、取り組みの前進をはかります。

(4) 質の高い公共サービスの確立に必要な人員・予算の確保

現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、通常業務はもとより、頻発する自然災害時の対応などを含め、安定的な業務継続に必要な人員配置を求めます。あわせて、定年引き上げにより定年退職者が出ない年度であるものの、公共サービスの提供に必要な人員確保にむけ取り組むとともに、危機管理や安全対策に対する予算の確保を求めます。

(5) 定年引き上げに伴う職場環境改善の取り組み

定年引き上げ制度の導入に伴い、現業・公企職場では、加齢に伴う心身の変化により、業務に支障をきたす恐れがあることから、職場環境の

改善は喫緊の課題です。誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境にむけ、職種に応じた業務のあり方や働き方について全組合員の声を集め、継続的に交渉を積み重ねていくことが重要です。

あわせて、厚生労働省が示している「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」では、事業者として高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、労働災害防止対策に積極的に取り組むことが求められています。そのため、当局責任のもとで、労働安全衛生活動などを通じて職場環境を改善しなければならないことを認識させる必要があります。

その上で、2024年4月より61歳を超える常勤職員が配置されることに伴い、人員配置や業務のあり方など新たな課題が生じることも予測されるため、適宜、交渉を強化します。

(6) 労働協約など協約締結の取り組み強化

協約締結の重要性や労使合意事項に対する労働協約の締結を労働組合が求めた場合、当局に拒否ができないことを認識させるとともに、労働組合側においても協約締結の重要性を確認することが重要です。それらを踏まえた上で、協約締結権の取り組みを強化します。

あわせて、2023現業・公企統一闘争の中間総括では、単組（評議会）の規約の点検・整備が十分ではないことから、協約締結権を活用するた

めにも、規約の点検・整備にむけた取り組みを推進します。

【統一闘争の具体的進め方】

7. 2023現業・公企統一闘争の推進にむけ、単組・県本部・本部の具体的取り組みについては、以下の通りとします。

(1) 要求書提出・住民アピールゾーン

① 単組の取り組み

ア 第1次闘争以降に生じた課題については、新たに要求書を作成し、課題解決をはかります。また、定年引き上げなどの事項については、随時、組合員の声を反映させるため、必要に応じて追加項目として要求し、取り組みを進めます。

イ 第1次闘争において要求書の未提出単組は、職場点検・職場オルグに基づく要求書を作成し、当局に提出します。

ウ 本部が作成した情宣素材を活用し、現業・公企職場の必要性について広く周知するため、すべての単組で住民アピール行動を実施します。

エ 現業・公企評議会のみならず、単組一体となった取り組みにむけ、闘争委員会を開催し、闘争を推進します。

② 県本部の取り組み

ア 県本部における重点課題を洗い出すとともに、第1次闘争期の職場点検・職場オルグの未実施単組に対しては、オルグを実施し、職場点検に基づいた要求

書作成支援に取り組むなど全単組・全組合員が結集できる取り組みを推進します。

イ 第1次闘争で要求書提出・交渉を実施した単組はもとより、未提出、交渉を実施していない単組も含めて、すべての単組の取り組みにむけ、各単組の取り組み状況を点検・把握します。

ウ 県本部一体となった闘争にむけ、闘争委員会を開催し、取り組みを進めるとともに、決起集会などを通じて認識一致をはかります。

③ 本部の取り組み

ア すべての単組が取り組むべく、県本部との連携を密にし、取り組み状況の共有化をはかります。

イ 県本部との連携のもと、全単組での住民アピール行動を提起し、各県本部・単組がチラシづくりに活用できる情宣素材を作成します。

ウ 確定闘争とあわせた本部中執による各県本部オルグを行います。

エ 幹事会や学習会において第1次闘争の成果を共有化します。

(2) 交渉強化ゾーン

① 単組の取り組み

ア 本部が作成した手引きや動画を参考に、すべての要求項目に対し、粘り強い交渉を展開します。

イ 交渉状況について県本部と情報を共有するなど闘争に結集し

ます。

② 県本部の取り組み

ア 県本部全体で取り組む体制を確立し、単組の交渉状況を把握するとともに、必要に応じて単組への交渉支援を行います。あわせて、低位平準化を跳ね返すため、各単組との情報共有に努めます。

イ 県本部が設定したヤマ場への結集を基本に、単組の交渉状況について共有化をはかり、安易に妥結することなく、県本部が統一したたたかいとなるよう取り組みを強化します。

ウ 単組交渉時では待機態勢のもと、単組実情にあわせ交渉支援を行うとともに妥結基準の判断をします。

③ 本部の取り組み

ア 闘争本部会議を開催し、産別統一闘争としての取り組みを強化します。

イ 闘争ゾーンのヤマ場（10月20日）を基本にすべての単組が交渉を終了するまで待機体制を維持します。その上で、県本部からの情報提供、交渉に対する助言等、県本部・単組と一体となった取り組みを行います。なお、県本部において別途ヤマ場を設定するところについては県本部と協議の上対応します。

(3) 全国統一闘争基準日

① 単組の取り組み

全組合員参加による統一行動を

配置します。具体的には、1時間ストライキを基本に、少なくとも29分時間内食い込み集会、時間外集会やビラ配布行動等に取り組みます。

これらの取り組みを通じて、交渉状況や妥結内容を組合員に報告します。

② 県本部の取り組み

単組における戦術行使、報告集会を支援します。

③ 本部の取り組み

ア 闘争本部会議を開催し、ヤマ場における交渉状況、戦術行使の状況を報告するなど、本部全体での情報共有に取り組みます。

イ 県本部・単組が報告集会で使用できるニュースを作成し、県本部にデータで配信します。

(4) 第2次闘争終了後の取り組み(11月)

① 単組の取り組み

ア 労使合意事項については必ず協約を締結します。

イ 継続課題になった事項などを洗い出し、2024年度の現業・公企統一闘争にむけて単組内で議論を行います。

ウ 定年引き上げに関わる職場環境改善については、基準日以降も多くの課題が生じる可能性があることから、必要に応じて引き続き、交渉を行います。

② 県本部の取り組み

ア 各県本部で設定した到達目標の達成状況を確認するため、各

単組での取り組み状況を点検・把握します。その上で集約結果を本部に報告します。

イ 現業・公企統一闘争の通年の取り組み状況を把握し、2024年度の現業・公企統一闘争の推進にむけて総括を行います。

ウ 労使合意に至った事項について協約化にむけた取り組み状況の点検を行うとともに、すべての単組で協約締結がはかられるよう指導などに取り組みます。

③ 本部の取り組み

現業・公企統一闘争の通年の取り組み状況を把握し、強化すべき課題を洗い出すなど2024年度の現業・公企統一闘争の推進にむけて総括を行います。

公企評（地連・県本部）の2024年度の日程（案）

2023年

太字が本部関係

8月28日～30日	第97回自治労定期大会（北海道・函館）
9月～10月	2023現業・公企第2次統一闘争 県本部公企評オルグ
9月2日午後	北海道本部第7回水政策集会
9月3日午前	北海道本部現業・公企・都市交評議会総会
9月10日～11日	2024年度第1回全部会合同幹事会（本部）
9月15日	山形県本部公企評総会・学習会
9月15日	2024年度大阪府本部公企評総会
9月15日	長崎県本部公企評総会・学習会
9月27日	近畿地連公企評総会（大阪）
9月30日	東海地連公企評第3回幹事会（愛知）
10月15～16日	北信地連公企評総会
10月18～20日	日本水道協会全国会議（東京）
10月20日	2023現業・公企第2次統一闘争基準日
10月27日～28日	東海地連公企評第30回総会・学習会（静岡県）
11月23～25（予定）	第2回水道・下水道部会幹事会
11月24日（予定）	2024年度政府予算編成に関する第2次要請行動（厚労・国交）
12月上旬（午前）	第2回三役会議（対面）・第2回常任幹事会（対面 OR WEB）
12月上旬（午後）	2024年度第2回全国幹事会（WEB）

2024年

1月下旬 1泊（予定）	さきがけ「公企塾」 広島県予定
2月予定 1泊	第2回県公企・ガス部会幹事会兼経産省意見交換会
3月上旬～中旬 1泊	第3回常任幹事会
4月中旬	第3回水道・下水道部会幹事会（WEB）
5月下旬	第4回常任幹事会（WEB）
6月7～8日	三単産全国ガス政策会議（宮城県・仙台市予定）
6月（予定） 1泊	第4回水道・下水道部会幹事会/2025年度政府予算編成に関する第1次要請行動
7月～8月上旬 1泊（予定）	2024年公営企業集会（場所未定）

以上

2024-2025 年度 公企評 組織・役員体制の強化にむけて（案）

1. 組織体制について

公企評組織は、3役＋常任幹事会と全国幹事会の他に、部会として水道部会・下水道部会・ガス県公企部会を設ける。また、各部会を分掌する副議長を置くこととし、部会組織の強化をはかる。

2. 役員体制について

公営企業評議会は、全国幹事会（三役・常任幹事会と全国幹事）と、常任幹事会（三役・各部長・常任幹事）、各部会幹事会（三役と各部会幹事）の組織体制で運動を進める。

- (1) 議長 1名（任期2年：～2025年8月）
- (2) 副議長 2名（任期2年：～2025年8月）
- (3) 事務局長 1名（任期2年：～2025年8月）
- (4) 全国幹事 各都道府県1名（任期2年）
- (5) 常任幹事・各部会幹事 原則として各地連1名（任期2年）
 - 議長・副議長は、全国幹事会で立候補し、承認を受ける。
 - 事務局長は、全国幹事会で立候補し、承認された後、自治労定期大会で本部役員選挙の公企評選出枠として中央執行委員に立候補し、信任を受ける。
 - 全国幹事は、各県本部から選出された者を承認し決定する。
 - 常任幹事ならびに各部会幹事は、地連から選出された者を承認し決定する。ただし、ガス・県公企部会（ガスグループ）は、この限りではない。
 - 上記のほか、定めのない事案に関しては、随時、自治労評議会運営規程の定めならびに全国幹事会の承認を得て役員体制に加わることとする。

3. 三役の名前について（口頭提案）

- (1) 議長
名前 _____、県本部名 _____、単組名 _____
- (2) 副議長
名前 _____、県本部名 _____、単組名 _____
名前 _____、県本部名 _____、単組名 _____
- (3) 事務局長（本部専従の中央執行委員、公営企業局長）
名前 _____、県本部名 _____、単組名 _____

福島県本部公企評 2023 年度活動報告

※県本部公企評の 2023 年度の活動と課題について、ご記入ください。

1. 2023 年度の活動の特徴

(1) 特徴的な課題と活動

① 2023 年 1 月 22 日 定期総会実施

3 年ぶりに対面での実施となったが、参加者は幹事の半数程度であった。

② 2023 年 1 月 22・23 日 公営企業塾（東日本）参加

地元福島県での開催であったため幹事を中心に参加者を募集したが、希望者が集まらなかったため、4 役で調整し 3 名の参加者を確保した。

③ 自治労水週間の取り組み

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により街頭活動を控え、代わりに塗り絵コンクールの取り組みに力を入れた。県独自に審査することを周知した結果、こどもの部 47 件 おとなの部 31 件の応募があった。

(2) 公企評総会（大会）・幹事会での主な議題

① 現業・公企統一闘争の取り組みについて

② 自治労水週間の取り組みについて

③ 役員改選及び上部組織の役員選出について

(3) その他

2. (上下水道) 広域連携について

(1) 広域連携の状況と課題、組合の取り組み

① 県を中心とした広域連携

「福島県水道広域化推進プラン」により各事業体にヒアリングを行っている段階である。

② 近隣自治体での広域連携

現時点で特に動きは確認できない。

3. 官民連携について

(1) 包括的民間委託を含めた民間委託の状況、課題と組合の取り組み

調査を行っていないため不明

(2) コンセッション可能性調査、計画提案の状況、課題と組合の取り組み

調査を行っていないため不明

4. 上下水道部署統合課題と組織課題と組合の取り組み

特になし

5. 組織課題について

(1) 新人採用・次代の担い手について

以前より採用に積極的な事業者が増えているものの、技術職については採用試験を行っても応募がない状態である。